

第8次

妹背牛町総合振興計画

人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし

私たちは、ここに住む人が本当に望むまちづくりを町民と行政が協働で実現することを目指し、ここに住む私たちが輝き、ここに住むことで笑顔があふれるまち・もせうしを創ります。

平成22年度～平成31年度

平成22年4月

北海道妹背牛町

ごあいさつ

今日、「100年に1度」と形容される世界経済の危機は、米国のサブプライム問題に端を発した国際的な金融危機や円高の影響などから、大企業の経営悪化による「派遣切り」が社会問題化し、日本でも暮らしと雇用、企業経営に深刻な影響を及ぼしています。

今まさに、未曾有の危機にあると言われる世界経済情勢の中、日本全体を取り巻く社会経済環境は大きな変革期を迎えています。

今後も続くと予測される長期にわたる日本経済の停滞、グローバル化・急速なIT（高度情報通信技術）化の進展、地球環境問題の深刻化、本格的な少子高齢化社会の到来、地域間格差の拡大など、これらの潮流に対応すべく社会システムの抜本的な見直しが急務となっています。

また、地方分権時代の本格的な到来を迎え、国の地方自治体への関与が見直される中、地方自治体は自己決定と自己責任の下で行政運営を行うことが求められ、地方自治のあり方も大きな転換期を迎えています。こうした時代の変化に伴い、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。

このような大きな変化の中で、新たな時代に対応すべく、まちづくりの総合的な指針となる「第8次妹背牛町総合振興計画」をスタートさせることになりました。この計画は平成31年度を目標年次とし、これから10年間の方向性を決める重要な「道しるべ」になるものです。

この計画では、町の将来像として「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」を掲げ、「私たちは、ここに住む人が本当に望むまちづくりを町民と行政が協働で実現することを目指し、ここに住む人が輝き、ここに住むことで笑顔があふれるまち・もせうしを創ります。」を基本的な考え方とし、総合的・重点的に取り組む施策方針を明らかにしています。

この将来像の実現に向け、町民の皆さまをはじめ、事業者の方々及び行政が力をあわせて、新たな時代の第一歩を力強く踏み出していきたいと考えています。

終わりになりますが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆さまをはじめ、慎重なご審議を賜りました総合振興計画審議会委員及び町議会議員の皆さま、並びに各関係機関の方々に心よりお礼申し上げます。

平成22年4月

妹背牛町長 寺崎一郎



目次

序 論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成と期間	2
3 妹背牛町の現状と課題	3
(1) 妹背牛町の歴史	3
(2) 妹背牛町の地勢・自然	3
(3) 妹背牛町の社会的・経済的条件	3
(4) 妹背牛町の人口動態	4
(5) 妹背牛町の産業構造	5
(6) 妹背牛町的生活環境	12
(7) 地目別の土地利用状況	14

基本構想

基本構想図フロー	15
1 これからの妹背牛町の姿	16
2 妹背牛町の将来像(施策の大綱)	18
・活力と賑わいあふれる産業のまち【産業・経済】	18
・安心して暮らせる福祉と健康のまち【保健・医療・福祉】	20
・安全で生活しやすい快適なまち【生活基盤・環境】	22
・次代を担う創造性豊かな人を育むまち【教育・文化】	24
・協働による自主・自立のまち【協働・行財政】	26
3 将来人口	28
4 土地利用の基本的方向	29

基本計画

1 活力と賑わいあふれる産業のまち【産業・経済】	30
(1) 農業の振興	30
(2) 商工業の振興	33
(3) 観光の振興	34
2 安心して暮らせる福祉と健康のまち【保健・医療・福祉】	36
(1) 高齢者福祉、介護サービスの充実	36
(2) 児童福祉、母子父子福祉の充実	38
(3) 保健・健康づくり、医療の充実	40

(4) 地域福祉、心身障がい者福祉の充実	43
3 安全で生活しやすい快適なまち【生活基盤・環境】	46
(1) ごみ処理、環境衛生、上下水道等の充実	46
(2) 住宅施策、定住化対策の推進	48
(3) 消防・救急、防災・治水、防犯、交通安全の充実	49
(4) 道路、雪対策、公共交通の充実	51
4 次代を担う創造性豊かな人を育むまち【教育・文化】	53
(1) 学校教育の充実	53
(2) 社会教育の充実	55
(3) 教育環境、スポーツの振興	56
(4) 芸術文化の振興	58
5 協働による自主・自立のまち【協働・行財政】	59
(1) 広報・広聴、情報共有化の推進	59
(2) 住民参加、地域づくり活動の推進	60
(3) 行政機能の充実	61
(4) 財政健全化の推進	62
(5) 広域連携等の推進	64

資 料

1 妹背牛町総合振興計画策定の経過	65
2 妹背牛町総合振興計画審議会設置規則	66
3 妹背牛町総合振興計画審議会委員	67
4 妹背牛町総合振興計画策定委員会委員	67
5 妹背牛町総合振興計画策定会議委員	67
6 諮問書・答申書	68
7 妹背牛町まちづくりアンケート調査集計結果報告	70

序 論

1 計画策定の趣旨

本町における総合振興計画の策定は、昭和 41 年度を初年度とし、「妹背牛町総合振興計画」、「妹背牛町まちづくり計画」を相次いで策定し、各分野にわたって町政の振興に努め、生活環境の向上や産業の振興を中心に着実な成果をみることができました。

しかし、国際化の急速な進展、高度情報化社会の到来、地球環境問題、少子高齢化の進行、産業構造の変化、農業を取り巻く環境変化、さらには景気の長期低迷が続き、社会経済環境はかつてないほどの厳しい状況に置かれています。

現在、我が国の財政はきわめて厳しい状況にあります。危機的な財政状況にあるのは地方財政も例外ではありません。特に財政基盤の弱い地方自治体の「家計」は火の車です。

国の三位一体の改革や長引く景気低迷などの厳しい経済情勢の中で、税収や地方交付税の伸びを期待することは難しく、町の財政運営は極めて厳しい状況が続くと予測されています。

そのため、徹底した行財政改革の取り組みはもちろん、経済の高成長や人口増加を前提としたまちづくりから、地域の資源（人・文化・モノ・資金）を生かしたまちづくりへの転換が必要となっています。

本町の財政は大変厳しい状況にあります。しかし、「最小の経費で最大の効果をあげる」という行政運営の大原則に立ち、「町民と行政の協働のまちづくり」を積極的に進めていかなければならないと考えています。

このような社会経済環境の大きな転換期に対応するため、さらには厳しい財政状況に対応したまちづくりを進めるためにも、まちづくりの指針となる新たな計画の樹立が必要なことから、「第 8 次妹背牛町総合振興計画」を策定するものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

【基本構想】

基本構想は、21世紀の展望に立ったまちづくりの将来像を定め、これを実現するための施策の大綱を示すものです。

目標年度は、平成31年度とします。

【基本計画】

基本計画は、基本構想に定めた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき施策の方向を行政分野ごとに体系的に明らかにするものです。

計画の期間は、平成22年度～平成31年度までの10年間とします。

【実施計画】

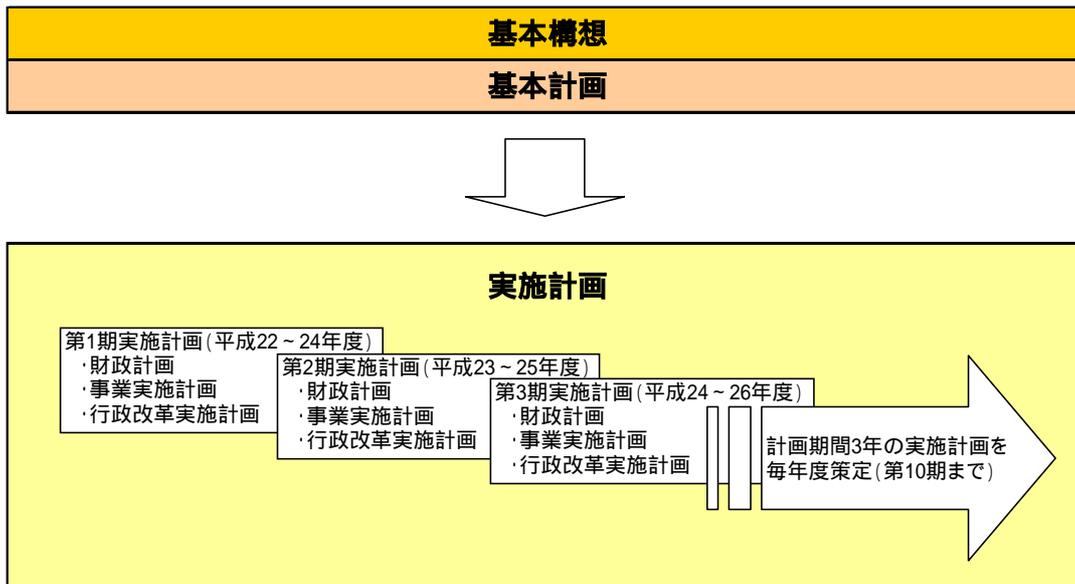
実施計画は、基本計画に従い、具体的な施策・事業の展開を定め、毎年度の予算編成の指針となるものです。

そのため、「妹背牛町行財政改革実施計画」と連動しながら、計画期間が3年の計画を毎年度策定します。

計画の構成図

平成22年度

平成31年度



3 妹背牛町の現状と課題

(1) 妹背牛町の歴史

本町の開拓は、明治 18 年に雨竜原野の現地調査で道庁から測量隊が入ったのを契機とし、明治 26 年に 2 代目札幌農学校長 森 源三 氏の農場経営により、未墾の地に開拓の鍬がおろされました。

大正 12 年 1 月に深川村から分村、妹背牛村と称し、同時に一級町村制が施行されました。

村勢の発達につれ、昭和 27 年 2 月に戸数 1,537 戸、人口 9,083 人を持って町制が施行され、平成 4 年には開基百年を終え、1 世紀余りの歴史を持った純農村として今日に至っています。

(2) 妹背牛町の地勢・自然

本町は、東経 141 度 53 分から 141 度 59 分、北緯 43 度 35 分から 43 度 44 分、北海道の中央西部、空知支庁管内の北東部に位置し、東は深川市、南は石狩川を境に滝川市、西は雨竜川を経て雨竜町、北竜町と、北は秩父別町の 2 市 3 町と隣接しています。

総面積は 48.55 km²と道内の自治体では 3 番目に狭小な面積になります。

地勢はすべてが平坦で、南に石狩川、西に雨竜川、北に大鳳川が流れ、耕地は概ね沖積土壌で農耕適地となっています。

気象は、裏日本型の内陸性気候を示し、気温も夏は 30 以上、冬は氷点下 20 以下になることがしばしばあり、年間平均気温は 7.0 ほどで、平年の初雪は 11 月上旬頃、融雪は 4 月と約半年間は雪の中の生活になります。

(3) 妹背牛町の社会的・経済的条件

本町は、道北の中核都市である旭川市から約 45 km、札幌市までは約 100 km で、道央自動車道、深川留萌自動車道などの高速交通網の整備により、道内各都市への所要時間は著しく短縮されています。

また、近隣市町とは道道 4 路線及び広域農道により連絡し、交通の便は極めて良い所に位置しています。

本町は、稲作農業を基幹産業とし、鋳造製品や袋製品などの製造業、小売業により地域経済を支えています。

農業は、土地基盤の整備や大型機械の導入など、経営の近代化・安定化が図られてきましたが、農業を取り巻く情勢は、農畜産物価格の引き下げや輸入自由化、蓄積債務の増加など、経営収支の長期悪化傾向が憂慮される中、農業経営の体質強化、中核的農家・後継者の確保など、多くの課題を残しています。

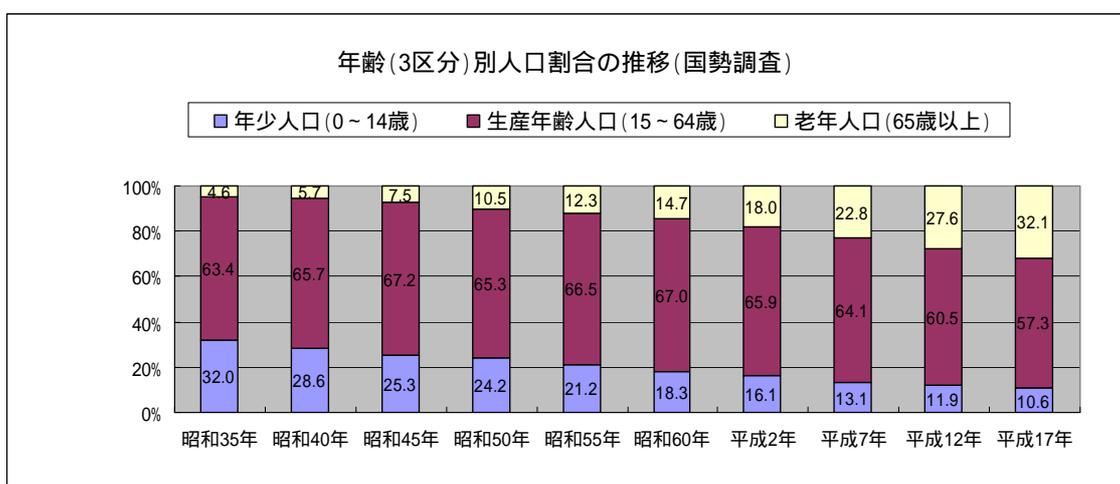
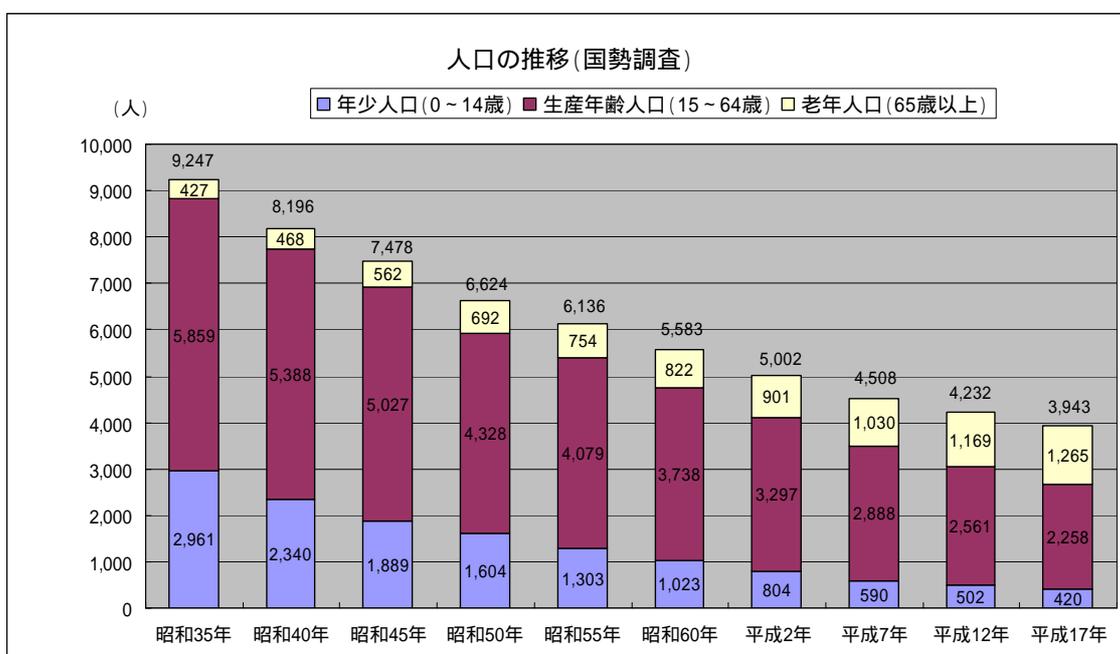
工業は製造業が主で、鋳造製品や袋製品などの製造を中心に現在 4 事業所が創業していますが、そのすべてが中小企業であり、雇用の増加は期待できず、就業人口の都市部集中傾向から若年労働者の流出が続いています。

商業は小売業が主で、その大部分が小規模な店舗経営となっています。近年は、人口減少による購買力の低下及び商業圏の拡大による購買力の町外流出が商店街の活力を低下させています。

(4) 妹背牛町の人口動態

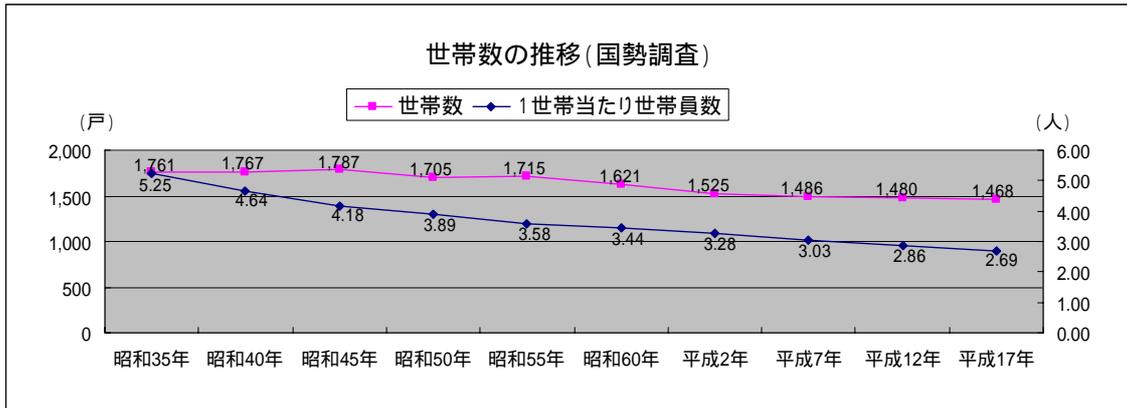
本町の人口推移は、昭和30年国勢調査での9,421人をピークに減少の一途をたどり、特に昭和30年代後半から昭和40年代にかけての高度経済成長時代における都市部への人口流出が顕著で、昭和50年国勢調査では6,624人となりました。

昭和50年代からは、人口の減少率が鈍化の傾向をみたまものの、若年層を中心とした町外流出並びに出生数の減少が続き、平成17年国勢調査では3,943人と減少に歯止めがかからず、平成21年4月1日現在の住民基本台帳人口は3,683人となっています。



本町の世帯数は、昭和 35 年国勢調査から昭和 55 年国勢調査までの 20 年間はほぼ横這いであったものの、その後ゆるやかな減少が続き、平成 17 年国勢調査では 1,468 世帯となっています。

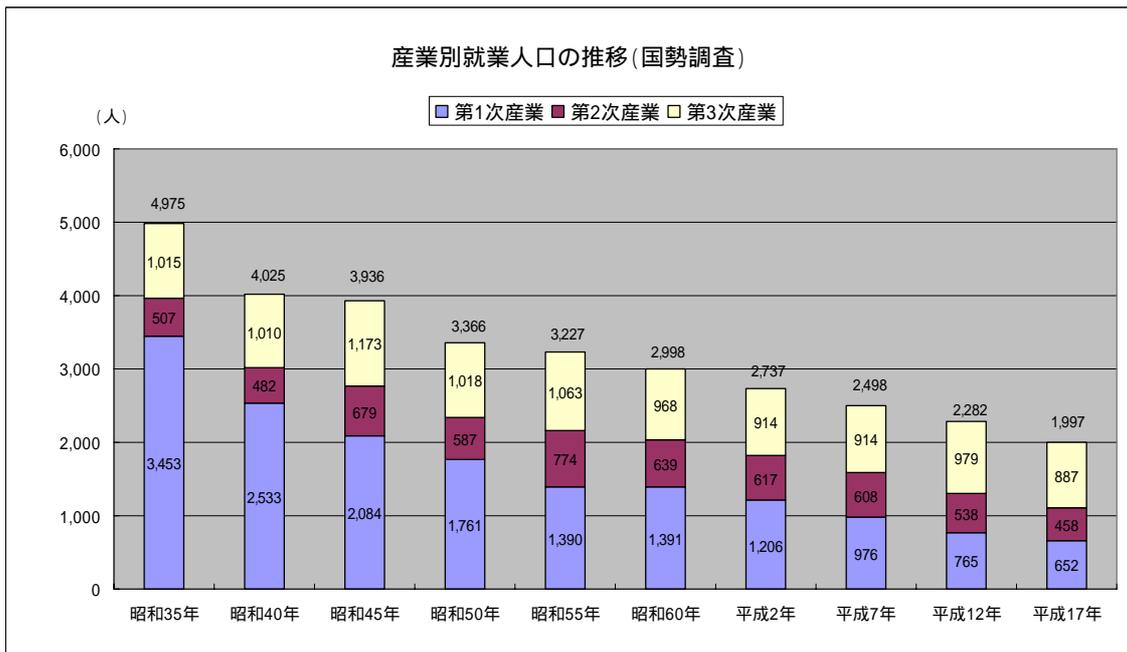
一方、一世帯当り世帯人員数は、昭和 35 年国勢調査での 5.25 人が、平成 17 年国勢調査では 2.69 人と約 50%減少し、核家族化の傾向が強まっています。

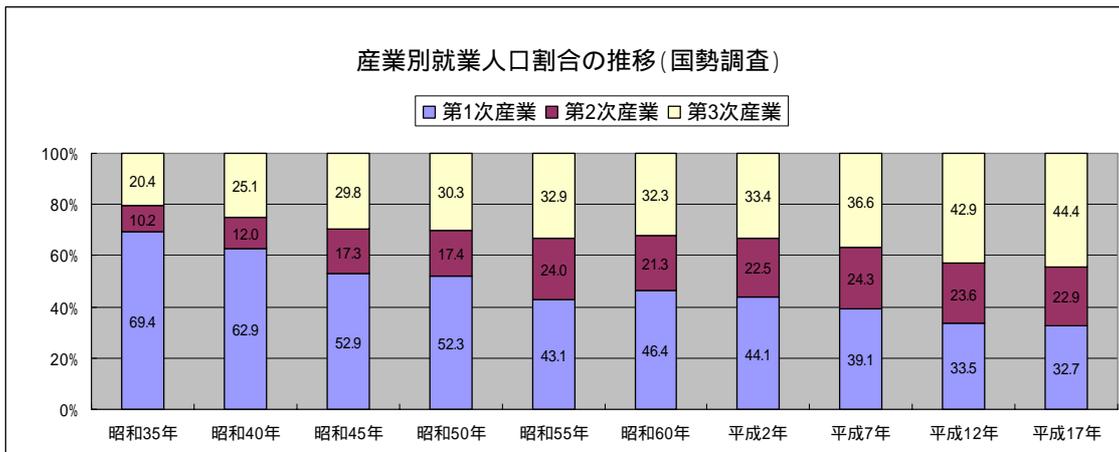


(5) 妹背牛町の産業構造

本町の産業別就業人口は、昭和 60 年国勢調査によると、就業者総数は 2,998 人で、うち第 1 次産業就業者は 1,391 人 (46.4%)、第 2 次産業就業者は 639 人 (21.3%)、第 3 次産業就業者は 968 人 (32.3%) となっています。

これが平成 17 年国勢調査では、就業者総数が 1,997 人で、うち第 1 次産業就業者は 652 人 (32.7%)、第 2 次産業就業者は 458 人 (22.9%)、第 3 次産業就業者は 887 人 (44.4%) となり、第 1 次産業の比率が著しく減少しています。



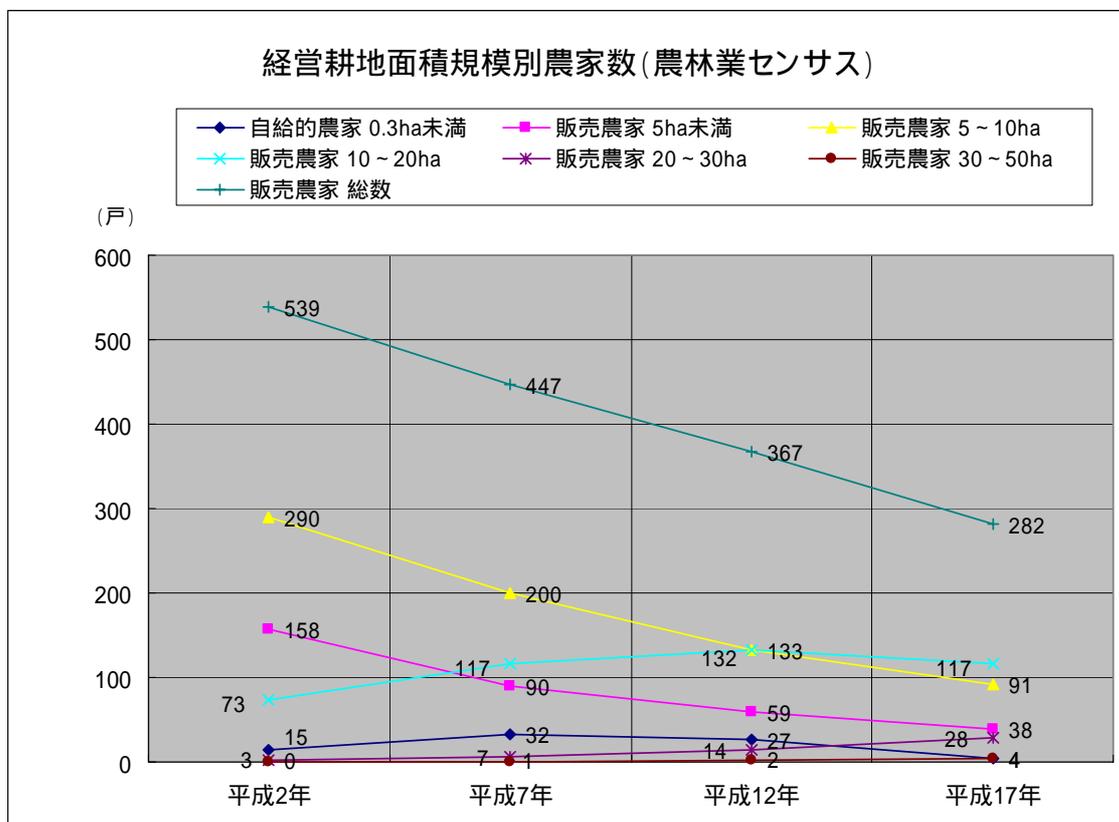


農 業

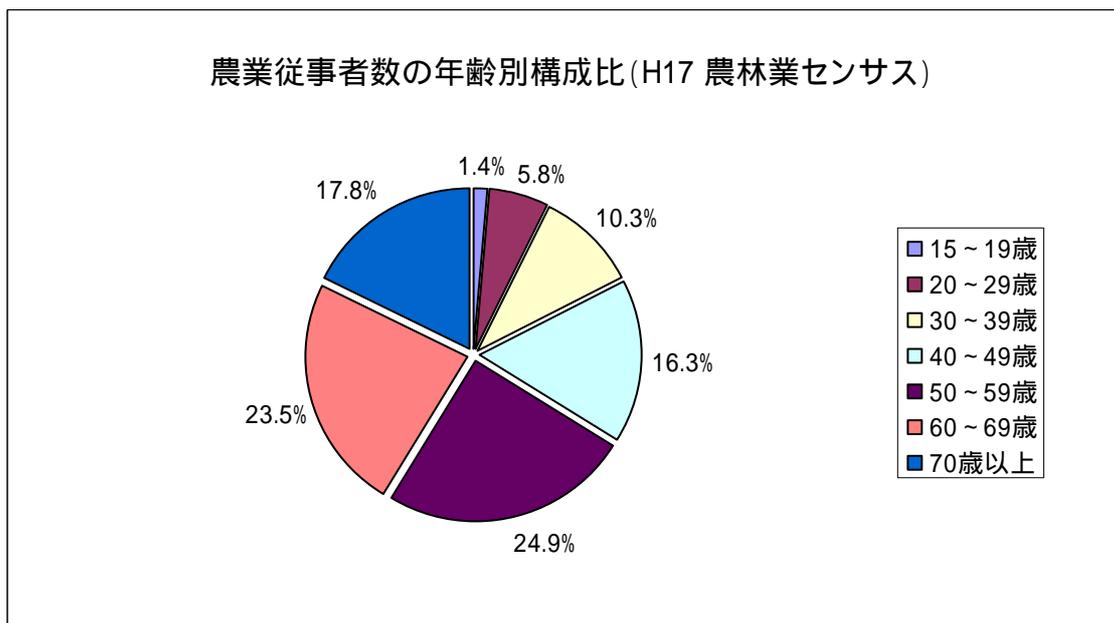
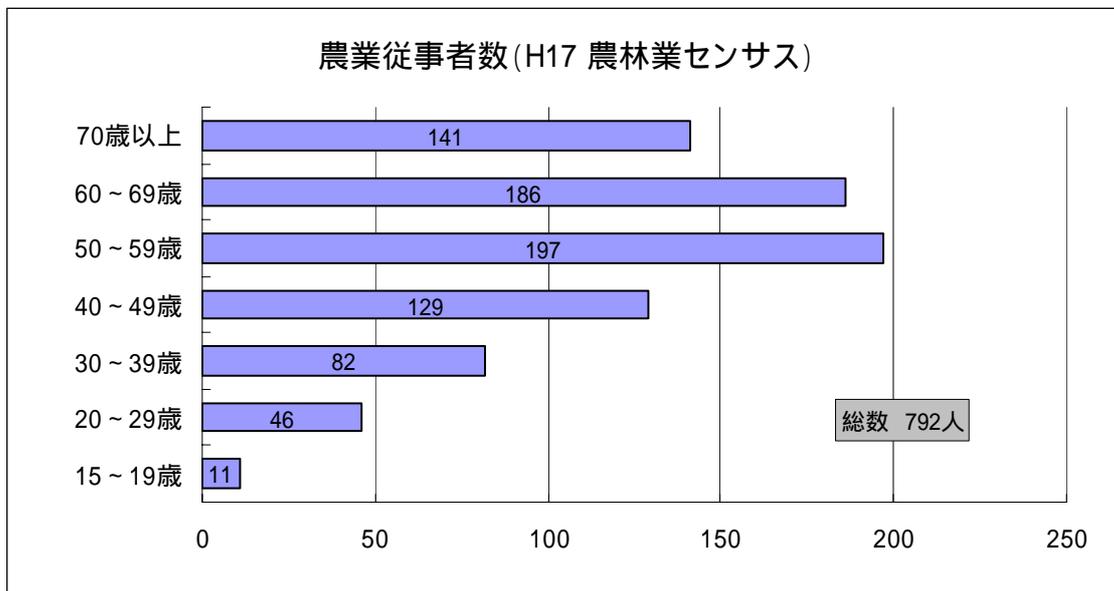
本町の農業は、肥沃な大地を生き、稲作農業を中心に発展してきましたが、農業情勢が大きく変化する中、米価の低迷や担い手の確保など、多くの問題を抱えています。

本町の経営耕地面積規模別農家数は、平成2年農林業センサスによると、農家総数は539戸で、経営耕地面積の中心は5～10haとなっています。

これが平成17年農林業センサスでは、農家総数が282戸で、農家数の減少とともに経営規模が拡大し、経営耕地面積の中心も10～20haに増えています。

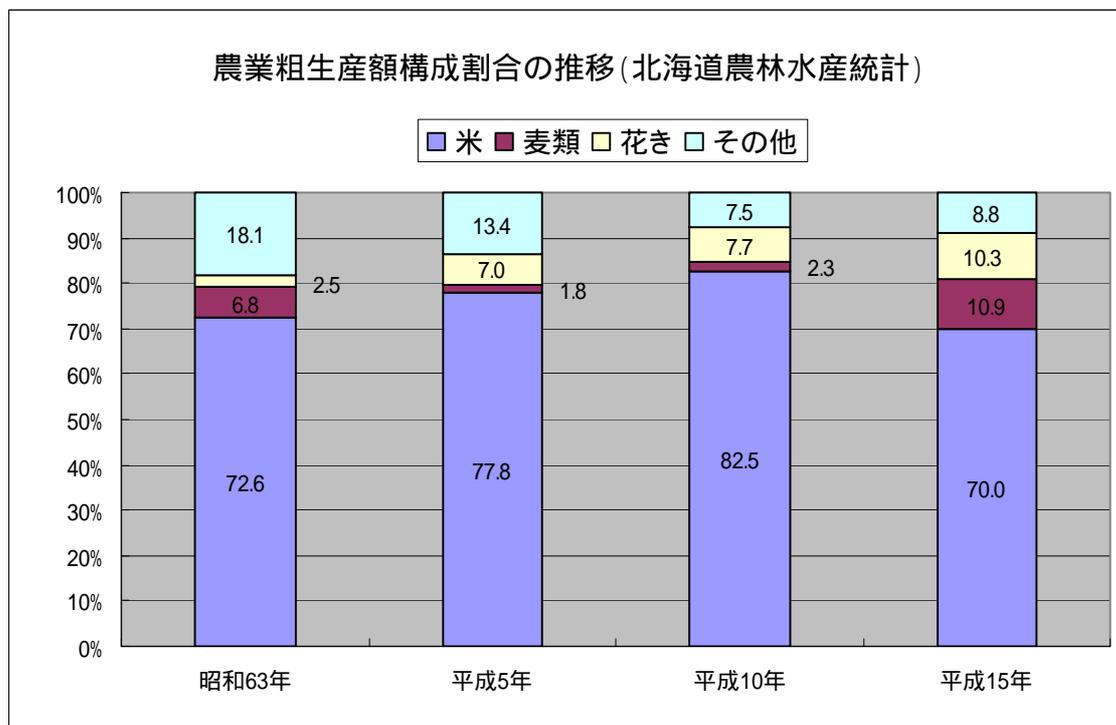
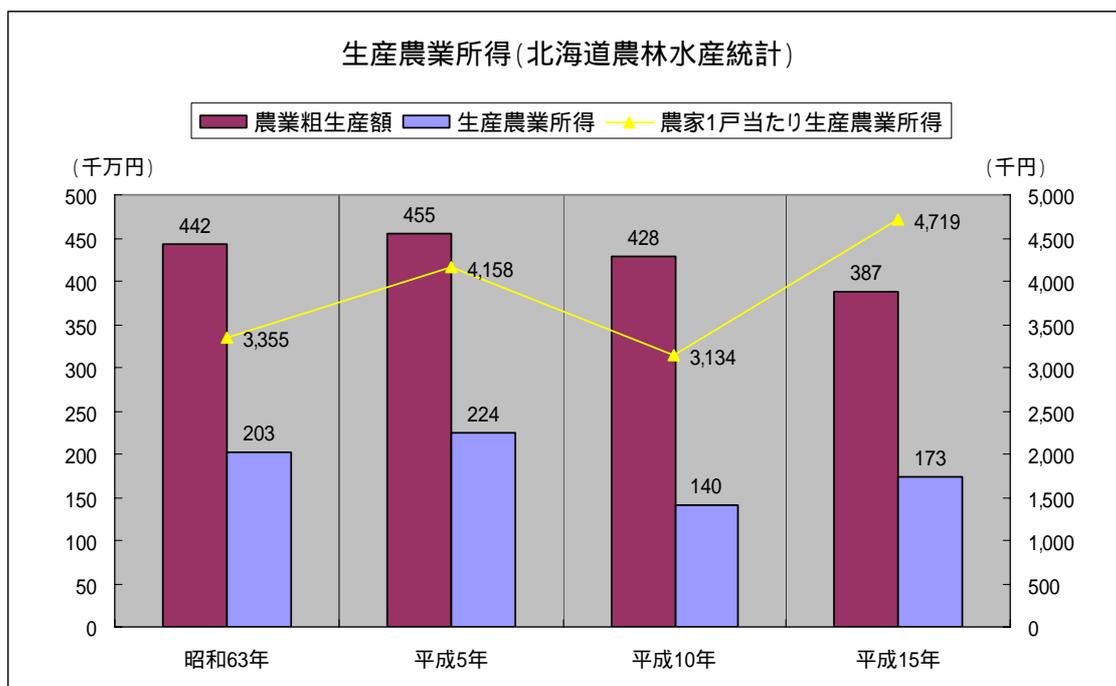


本町の農業従事者数は、平成 17 年農林業センサスによると、総数は 792 人で、50 歳以上が 524 人（66.2%）と農業従事者の高齢化が進んでいます。



本町の生産農業所得は、平成 15 年北海道農林水産統計によると、農業粗生産額は 38 億 7 千万円、生産農業所得は 17 億 3 千万円で生産農業所得率は 44.7%、農家 1 戸当たり生産農業所得は 4,719 千円となっています。

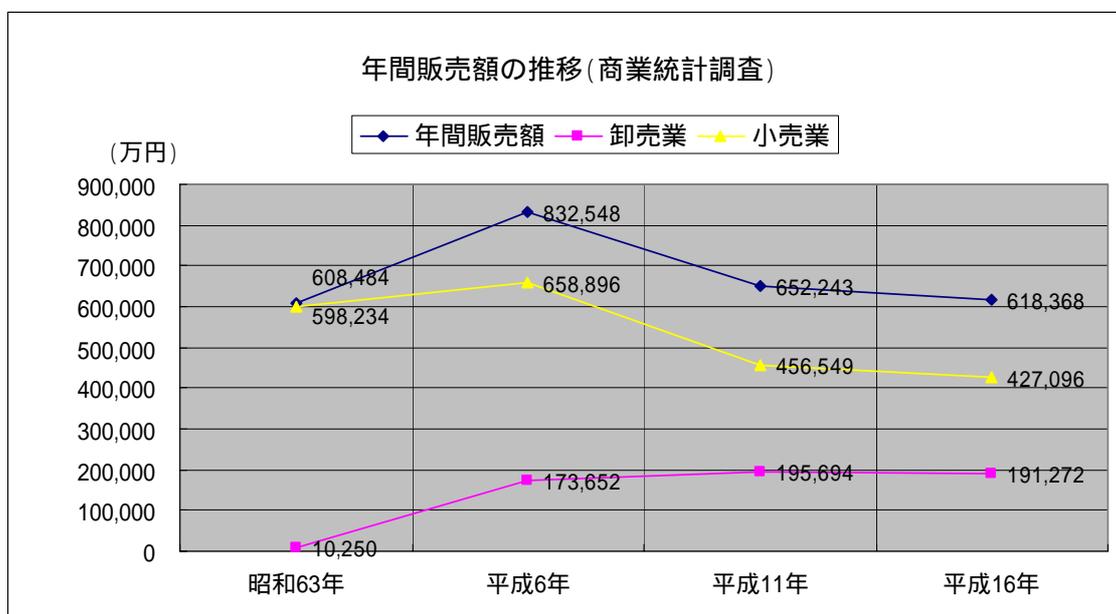
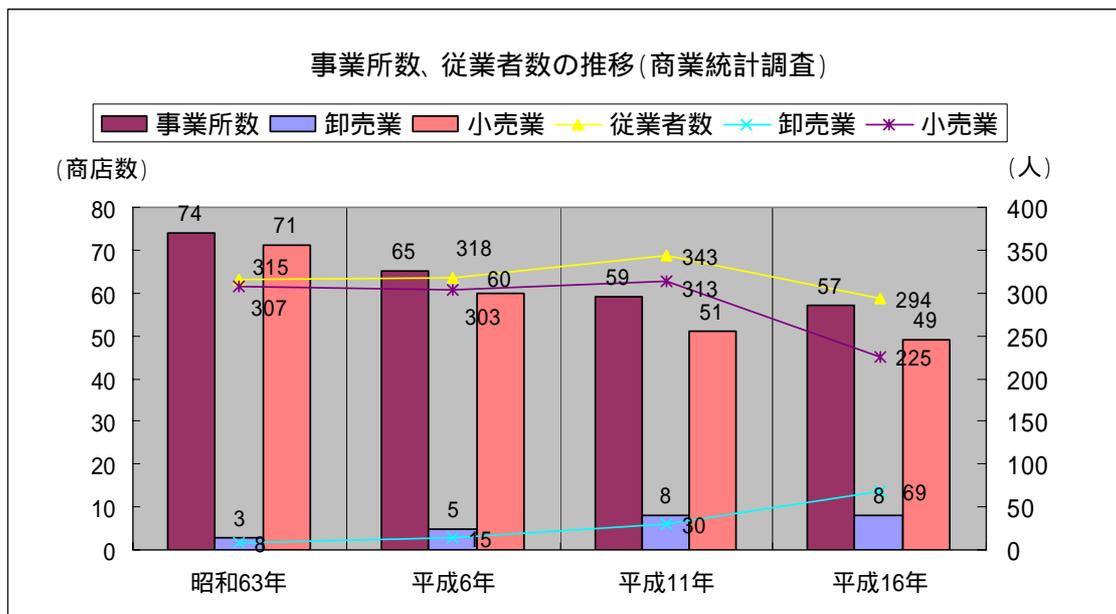
農業粗生産額の作物別割合は、米が 70.0%、麦類が 10.9%、花きが 10.3%、その他 8.8% となっています。



商 業

本町の商業は、平成16年商業統計調査によると、57事業所、従業者数294人となっています。事業所数は小売業が減少し、卸売業は増加しています。従業者数は平成11年までは緩やかに増加していたものの、平成16年では小売業で大きく減少しています。

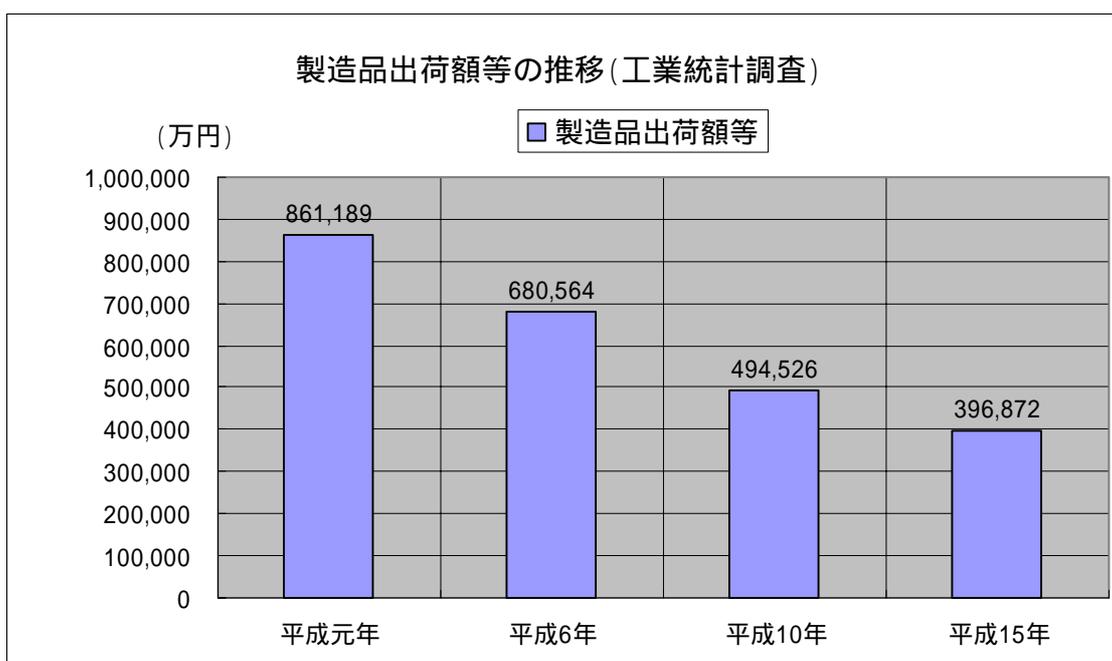
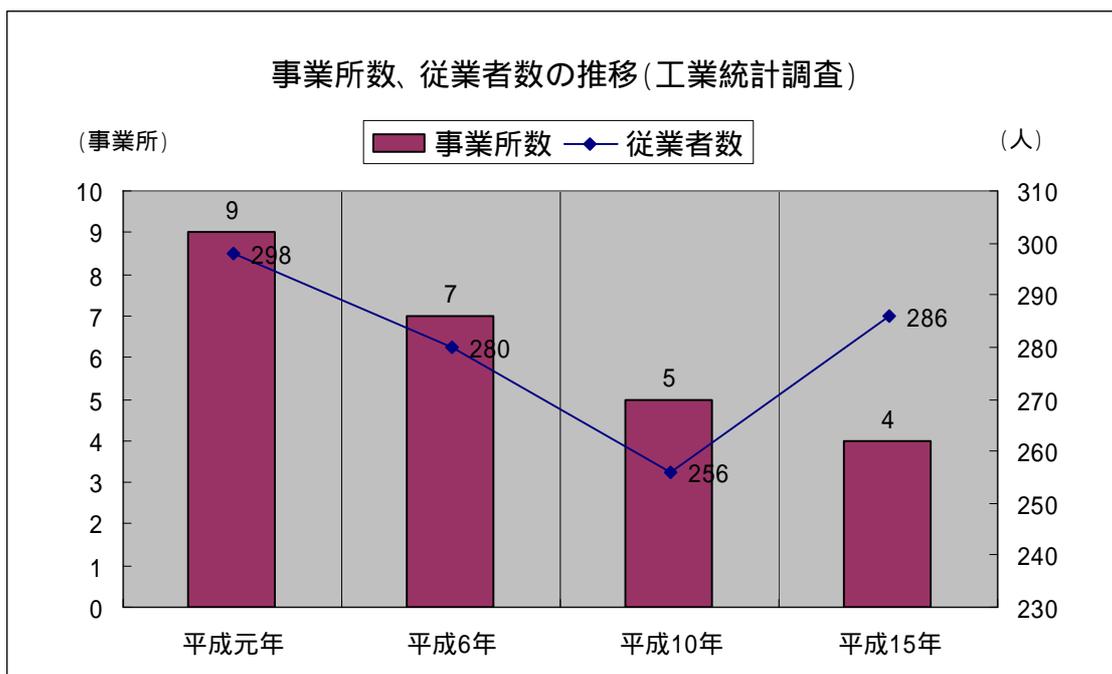
一方、年間販売額は、商業圏の拡大などから減少し、平成15年では61億8,368万円となっています。



工業

本町の工業は、平成15年工業統計調査によると、4事業所、従業者数286人となっています。事業所数は年々減少していますが、従業者数は既存事業所の規模拡大などもあり、平成15年では増加しています。

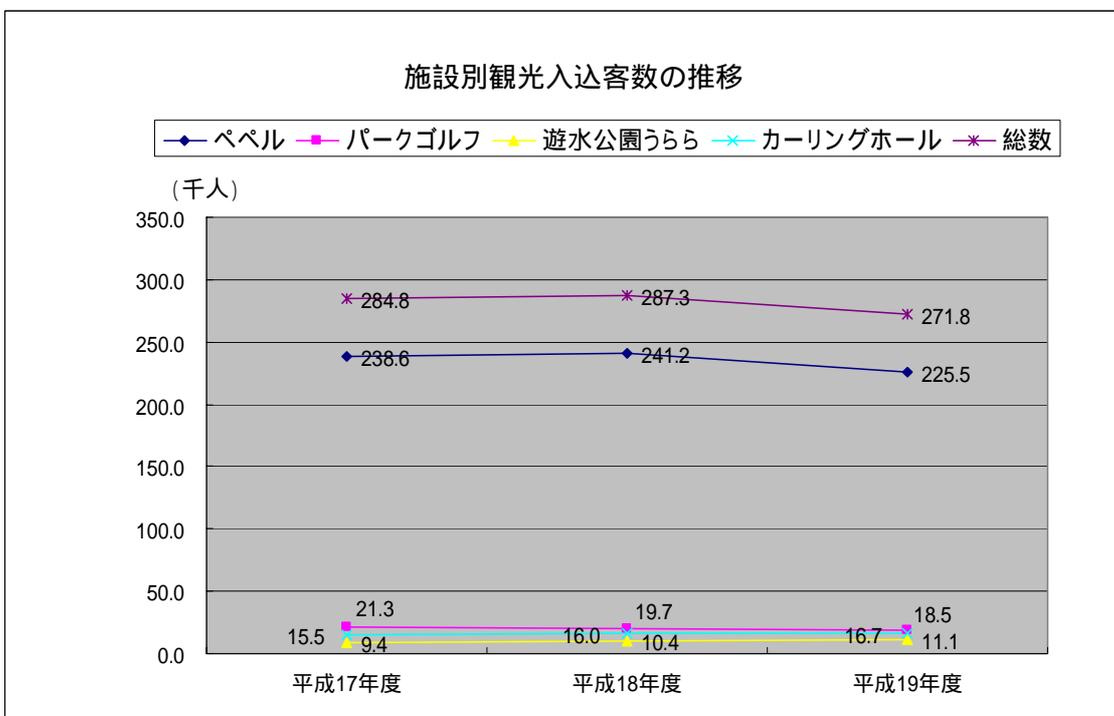
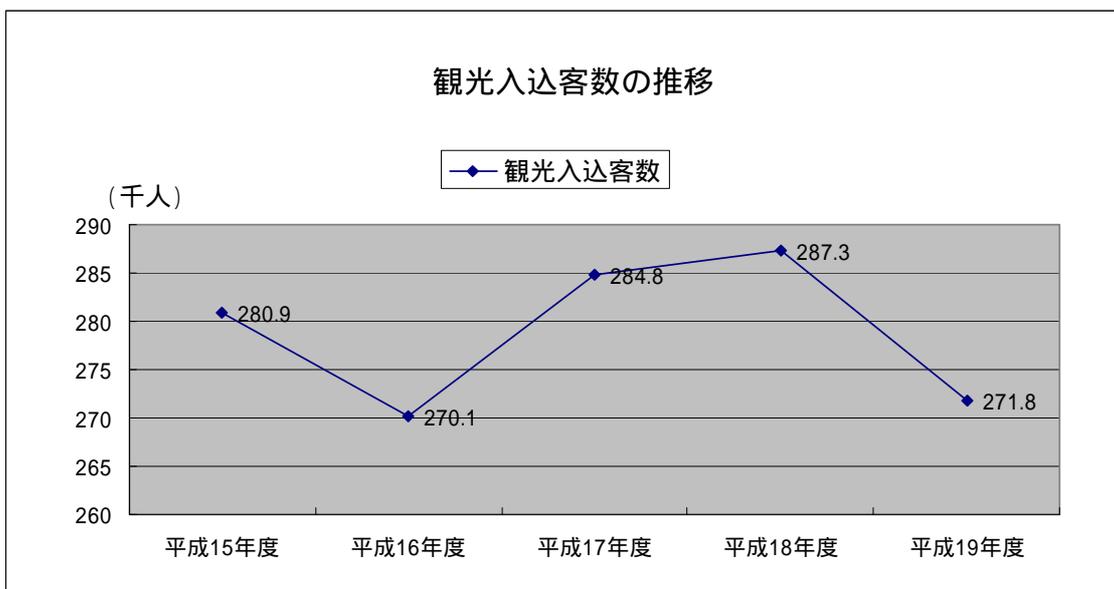
一方、製造品出荷額等は、長引く景気低迷などの影響から年々減少し、平成15年では39億6,872万円となっています。



観 光

本町の観光入込客数は、平成 19 年度では 271,800 人となっています。施設別では、カーリングホール、遊水公園うらは増加傾向、パークゴルフは減少傾向にあります。

ペペルは入館者数の増減が激しく、景気低迷などの影響もあり、平成 19 年度では大きく減少しています。

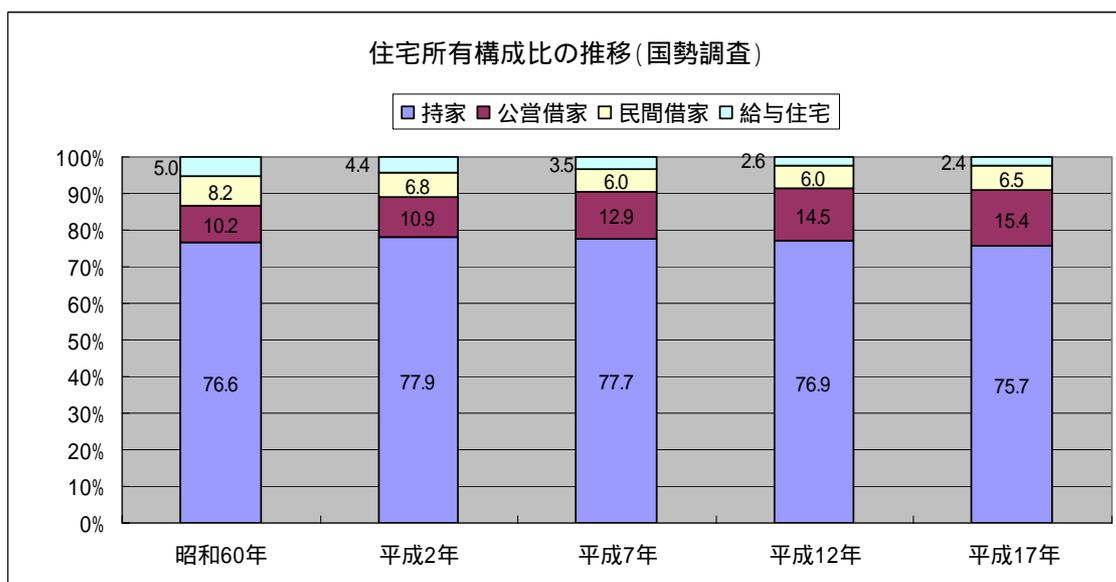
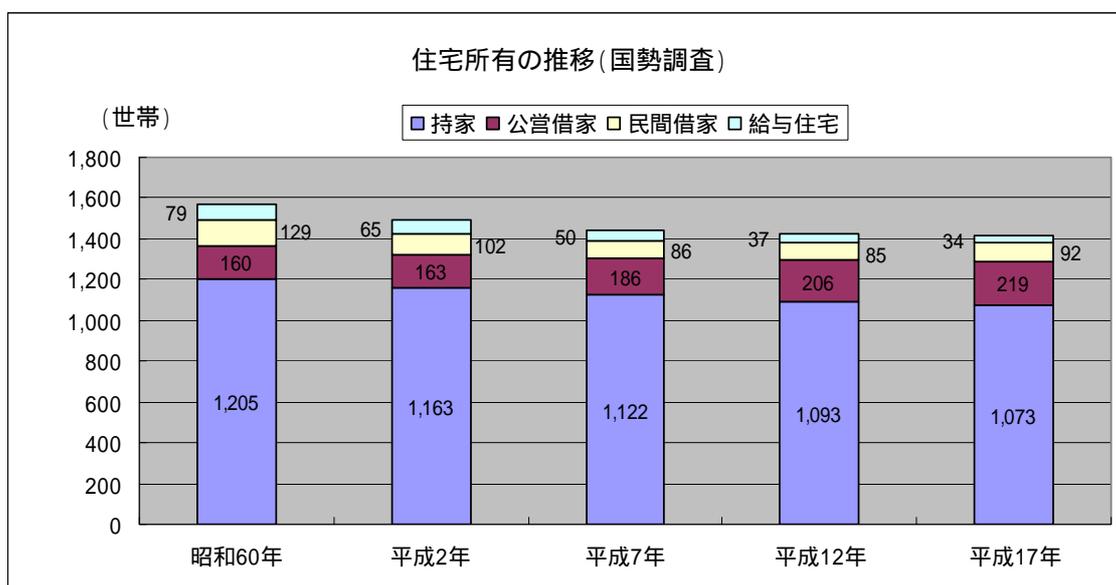


(6) 妹背牛町の生活環境

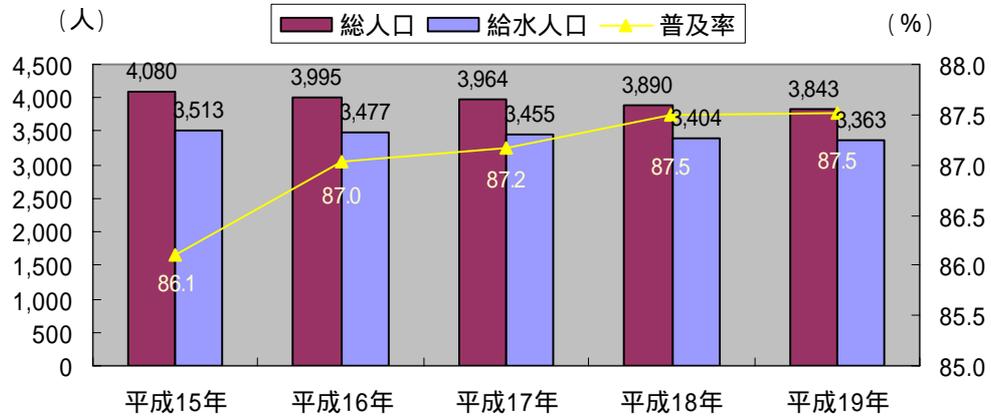
本町の生活環境で特徴的なものは、住宅所有の持家率の高さで、平成17年では75.7%となっています。一方、借家は民間借家が少なくともあり、公営住宅の入居率がほぼ100%となっていますが、浴室のない住宅が46.2%もあり、その解消と計画的な建て替えが必要となっています。

また、上下水道では、平成19年普及率で水道は87.5%、下水道は84.2%となっており、普及率の向上が課題のひとつとなっています。

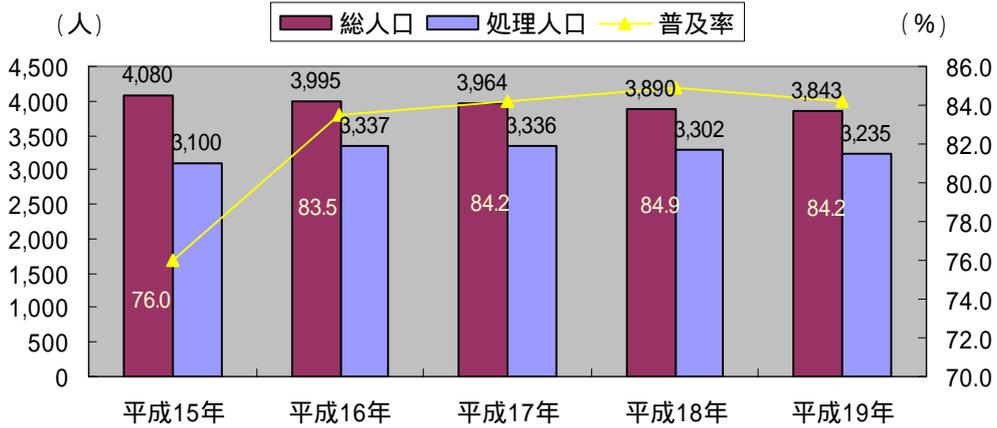
その他の生活環境も、全国・全道平均と比べるとほぼ充足していると言えますが、小・中学校の耐震化など、数値上で表せない部分にも解決すべき課題があります。



水道普及率の推移

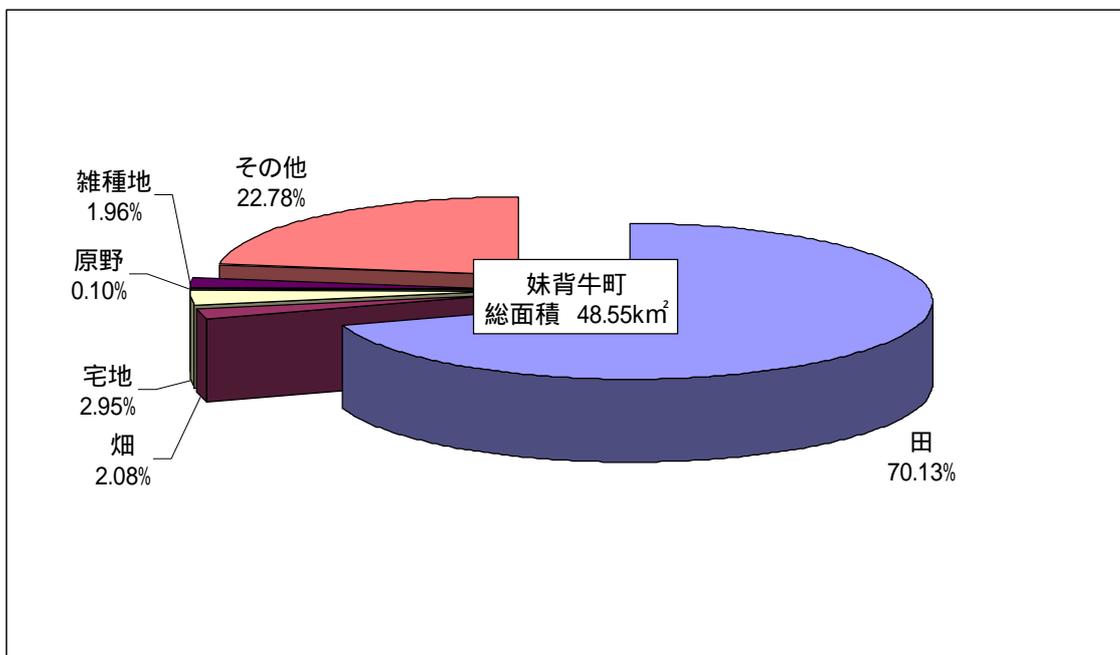


下水道普及率の推移



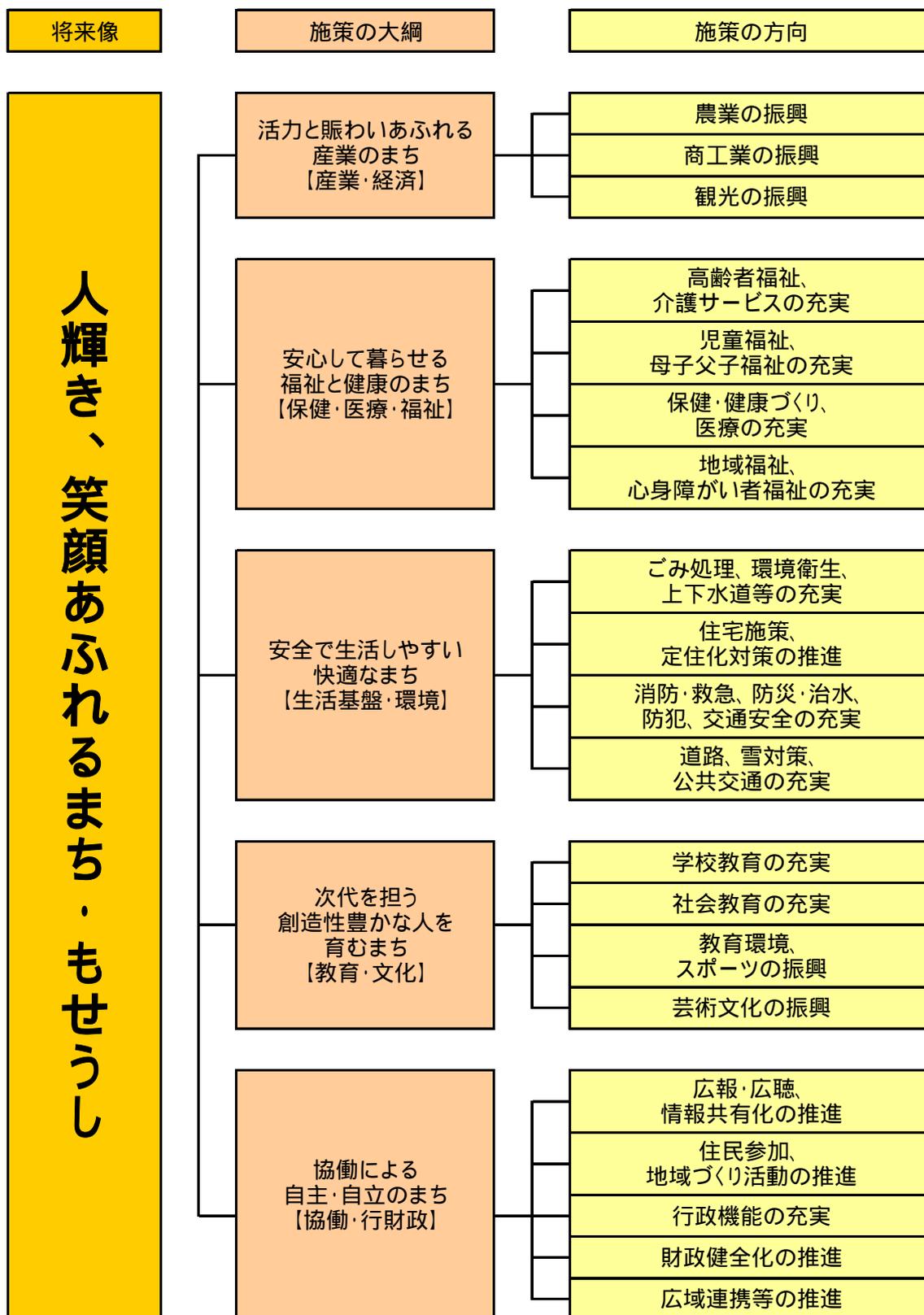
(7) 地目別の土地利用状況

本町の地目別土地利用状況は、平成 17 年 1 月 1 日現在、田 34.05 km²、畑 1.01 km²、宅地 1.43 km²、原野 0.05 km²、雑種地 0.95 km²、その他 11.06 km²で、総面積が 48.55 km²となっています。



基本構想

基本構想図フロー



1 これからの妹背牛町の姿

本町の町民憲章は、町民の総意によって制定され、その内容は「健康にて生業に励み、共に助けあいながら活力ある地域社会を形成し、また、過去から引き継がれている良き伝統を生かし、さらには自らを磨くとともに時代を担うものへ伝承していくこと」を定めています。

これは、本町の将来への不変のテーマであり、この精神を計画に生かし、誰もが住みたいと感じ、ここに住むことが誇りに思えるようなまちを創造するため、私達の将来像を次のように定め、この目標達成のために「町民と行政の協働のまちづくり」を進めます。

ここに暮らす喜びを実感できるまちへ

人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし

私たちは、ここに住む人が本当に望むまちづくりを町民と行政が協働で実現することを目指し、ここに住む私たちが輝き、ここに住むことで笑顔があふれるまち・もせうしを創ります。

協働のまちづくり

私たちの暮らしているまちを、より安全で住みよい、魅力あふれるまちにしたい・・・明日の「もせうし」を築くため、今「協働のまちづくり」は、みんなの共通の課題です。

「協働」とは、「町民がお互いに、そして町民と行政が、それぞれの持つ特性を生かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決にあたること」を言います。

この協働の意味をみんなが共有することから「協働のまちづくり」は始まります。

協働の理念

「協働」とは、異なる能力を持った参加者が、共通の社会目的を共有し、それぞれの資源（人的あるいは物的資源）や特性を持ち寄り、対等の立場で、協力して共に働くことです。

2つの協働

「協働のまちづくり」は、「町民と行政の協働」と、町民がお互いの理解の下に支え合い、協力し合う「町民相互の協働」の2つが大きな柱となります。

「協働のまちづくり」の2つの大切な考え方

補完性の原理

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分や家庭で解決を図り、それができない場合は、地域（コミュニティ）で、それでもできない場合は、行政が行うという考え方です。

地域力を高める

地域の持つ資源、安全・安心の環境、子育て・教育環境、公共マナーやまちづくりに対する町民意識など、あらゆる分野でより高いレベルを目指しながら、地域の魅力や良好な環境を築き上げることによって培われる地域の力。これを担う町民の力は町民力とも言えます。これらが積み重なって妹背牛町全体の地域力も形成されます。

協働のまちづくりは人づくりから

「まちづくりは人づくり」と言われるように、まちの様々な問題の解決には、良き「まちづくり人」の存在が必要です。

道路や住宅、公共施設など、まちの形をつくる建物や施設だけがまちづくりではありません。町民のみなさんが「もせうし」に誇りを持ち、住んでいて良かったと思えるようなまちづくりをしていくことで、さらにまちが発展していきます。

まちを町民自身が行政と一緒にあってつくり上げていく。その過程を通して、自分たちのまちであるという自覚と誇りをもち、郷土を愛する仲間をつくっていくことが「まちづくり」だと考えています。

「町民と行政の協働のまちづくり」を推進するためには、その核となる人材の育成が不可欠で、「まちづくりは人づくり」でもあります。

まちづくりは人づくり

- ・次世代のまちづくりを担う人材を育てていきます。
- ・まちの魅力を幅広く知り、まちを愛する人材を育てていきます。
- ・仲間をたくさんつくり、人と人とのネットワークを拡充していきます。

2 妹背牛町の将来像（施策の大綱）

【産業・経済】 活力と賑わいあふれる産業のまちづくりを進めます。

基幹産業である農業は、農産物価格の低迷や農業資材等の高騰から、また、商工業や観光は、公共事業の減少や景気低迷などの影響から、依然として厳しい経営が続いており、本町を取り巻く経済環境は大変厳しい状況にあります。

このような中、各分野で将来を見据えた新たな可能性を見だし、足腰の強い産業を育成していくことが、これからの目標のひとつです。

このため、農業・商工業・観光の産業が機能的に結びつき、各分野の経済的効果が効果的に波及・循環されていく仕組みづくりを行い、その豊かさが実感できるまちを目指します。

（１）農業の振興

消費者ニーズに対応した環境負荷低減の農業生産や生産環境の整備、ハープ植栽等の環境向上対策の取り組みにより、環境にやさしいクリーンな農業を目指します。

- 農業の持続的な発展
- 農業生産基盤整備の促進
- 農村環境の保全・向上
- 環境保全型農業の推進

（２）商工業の振興

地域型商店街としての環境整備や販売戦略の展開、経営の近代化による足腰の強い商工業を目指します。

- 経営基盤の強化
- 商店街活性化の推進
- 官公需受注機会の確保
- 既存企業の育成・強化

（３）観光の振興

特色を活かした観光施設の運営や各施設の有機的な連携、環境に配慮した街並整備など、魅力的な観光エリア・街並景観の形成を目指します。

- 既存施設の利用拡充
- 町民に理解される運営の展開

イベントの活性化・情報の発信
街並景観の整備

【保健・医療・福祉】

安心して暮らせる福祉と健康のまちづくりを進めます。

急速に進む少子高齢化社会の中で、町民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、お互いの個性や自立する心を尊重しながら、お互いに助け合い、心の安らぎと生きる喜びを感じられることが、これからの目標のひとつです。

このため、誰もが社会参加できるための仕組みや健康で安心して暮らすことができる地域社会を築くことを目指します。

(1) 高齢者福祉、介護サービスの充実

高齢者が生まれ育ち、生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりと高齢者の権利擁護を目指します。

在宅福祉サービスの充実

施設サービスとの連携

社会参加活動と生きがいづくりの推進

地域支援体制の充実

医療との連携や認知症ケアの充実

効率的なサービスの提供や介護予防給付の検証

地域密着型サービスの普及

保険料の適正化

高齢者コミュニティの構築

(2) 児童福祉、母子父子福祉の充実

地域で子どもを安心して産み育てていけるよう、環境の変化に対応した子育て支援対策の充実を目指します。

児童福祉事業の推進

虐待防止対策の推進と支援事業の充実

母子父子福祉の充実

(3) 保健・健康づくり、医療の充実

誰もが心身の健康を維持し、日々健やかに生活することを望んでいます。このため、病気を発見する「疾病対策」から、健康な体をつくる「予防対策」に力を注ぎ、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

保険財政の健全運営

医療費の適正化

生活習慣病予防の推進
地域で見守る子育て支援の推進
思春期対策の充実
地域の健康課題にあった保健事業の展開
高齢者介護予防の推進
地区組織の育成
検診体制の充実
良質な医療の提供
医療機器の整備
診療所経営の健全化

(4) 地域福祉、心身障がい者福祉の充実

地域社会では、様々な場面で共に支え合い、助け合いながら生活しています。この相互扶助により地域で支えあう福祉活動を目指します。

相互扶助意識の高揚
社会福祉協議会活動の推進
地域福祉活動の啓発と推進
自立更正の助長
生活の援護
障がい者への理解と交流の推進
在宅福祉サービスの充実
教育と早期療育の推進
雇用・就労機会の提供
生活環境の整備

【生活基盤・環境】

安全で生活しやすい快適なまちづくりを進めます。

本町の生活基盤は、数値的には全国・全道平均と比べるとほぼ充足している状況にありますが、数値上では表せない部分にも解決すべき課題が多くあり、町民が本当に望む環境整備を進めることが、これからの目標のひとつです。

このため、施設・設備の計画的な更新を進めるとともに、適正な処理・管理による生活環境の向上に努め、地域が一体となった誰もが安全して生活できるまちづくりを目指します。

(1) ごみ処理、環境衛生、上下水道等の充実

本町の生活環境を次代に守り伝えるため、これまでの大量消費、大量廃棄等のライフスタイルや価値観を見直し、公衆衛生の向上と廃棄物の減量化、資源リサイクルによる資源循環型社会の構築を目指します。

生活用水の安定供給

生活雑排水の適正処理

資源循環型社会の構築

(2) 住宅施策、定住化対策の推進

高齢者や障がい者、子育て世帯などの安全で安心な暮らしを実現するため、多様なニーズに対応した住環境づくりと定住化対策の促進を目指します。

安全で安心な公営住宅の整備

新たな定住施策の展開

(3) 消防・救急、防災・治水、防犯、交通安全の充実

町民の誰もが安全で安心な暮らしを望んでいます。このため、総合的な防災体制を確立し、町民の暮らしを守る安全・安心なまちづくりを目指します。

消防・救急体制の整備

防災・治水対策の推進

防犯活動の推進

交通安全対策の推進

(4) 道路、雪対策、公共交通の充実

本町の地域特性を踏まえつつ、住む人にとって便利で安全・快適な交通網の整備を目指します。

歩行者に配慮した道路整備の促進

橋梁の耐震化

除排雪体制の整備

公共交通の利便性確保

【教育・文化】

次代を担う創造力豊かな人を育むまちづくりを進めます。

情報化の進展や少子高齢化の進行など、社会環境の急激な変化に伴い、ライフスタイルや価値観は多様化しています。「もせうし」に住むすべての人が夢と希望を持ち、それぞれのライフステージに応じた多様な学習機会を通して、自ら学び、知識や技術を高めながら自己実現を図り、充実した日々を過ごせることが、これからの目標のひとつです。

このため、自分の生まれ育ったまち「もせうし」への思いを大切にし、何事にもチャレンジする心と自分の生き方に誇りを持てる人づくりを目指します。

(1) 学校教育の充実

子どもたちが自分の町に誇りと愛着が持てるよう、多くの体験を通して活用力を育てるとともに、自ら学ぶことの楽しさや達成感を体得できる教育を実践し、笑顔あふれる子どもの育成を目指します。

確かな学力の定着と魅力ある学校づくりの推進
安心・安全な学校施設の整備

(2) 社会教育の充実

「もせうし」を愛する人を育てていくためには、地域の人たちが共にふれ合い、学び合う機会が必要です。ボランティア活動や環境問題など、様々なニーズに対応した学習機会を提供するとともに、自分が将来学びたいと思うことを学べる環境づくりを目指します。

社会参加の促進と人材育成

(3) 教育環境、スポーツの振興

心豊かにたくましく、そして自分自身で考え行動できる人を育てるため、生涯を通じてスポーツに親しみ、交流を深めることのできる教育環境の整備を目指します。

安全な教育施設等の整備
スポーツ団体、指導者の育成
健康づくりに対応したスポーツの振興

(4) 芸術文化の振興

地域文化や伝承芸能など、まちが大切にしていけるものを守り育てるため、自主性をもって活動する町民への支援や様々な技能を持った人々との連携により、町民が相互に学び合い、お互いを高め合う仕組みづくりを目指します。

文化財の保存

文化活動を支えるため活動支援
芸術鑑賞機会の拡充

【協働・行財政】
協働による自主・自立のまちづくりを進めます。

誰もが平等に社会参加の機会や社会の情報を手にし、様々なコミュニティ活動や頑張っている人への支援が容易に行え、さらに子どもたちが夢を持って生きていける社会システムの実現が、これからの目標のひとつです。

このため、町民同士が気楽にまちづくりについて考え、自ら行動することができる仕組みをつくとともに、ここに住む私たちが町の将来を考え、よりよい暮らしを実現するための協働のまちづくりを目指します。

(1) 広報・広聴、情報共有化の推進

協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりに係わる情報を私たちが常に共有していることが大切です。このため、あらゆる機会を通して、まちの仕事の意志決定の仕組みや、その過程を明らかにするなどのきめ細かな情報提供を目指します。

透明でわかりやすい事業の展開

参加しやすいまちづくりの仕組みの充実

(2) 住民参加、地域づくり活動の推進

協働のまちづくりには、町民一人ひとりがコミュニティの重要性を認識し、人と人とのつながりを大事していくことが必要です。このため、様々なつながりを大事にし、町民自らが積極的に参加する地域づくり活動を目指します。

人の輪を大切にしたまちづくりの展開

気軽に参加できる地域づくり活動への支援

(3) 行政機能の充実

まちづくりの専門スタッフである職員の能力向上に努め、人々が自由に交流できる、協働のまちづくり拠点にふさわしい行政機能の充実を目指します。

柔軟に対応できる行政運営の体制づくり

職員能力の向上

情報の共有と有効活用

(4) 財政健全化の推進

限られた財源の中で、町の将来を見通した効率的・効果的なまちづくりを進めるため、財政計画に基づき適切な財政運営を目指します。

行財政改革の推進

効果的で持続可能な財政運営の推進
実質公債費比率、将来負担比率の改善

(5) 広域連携等の推進

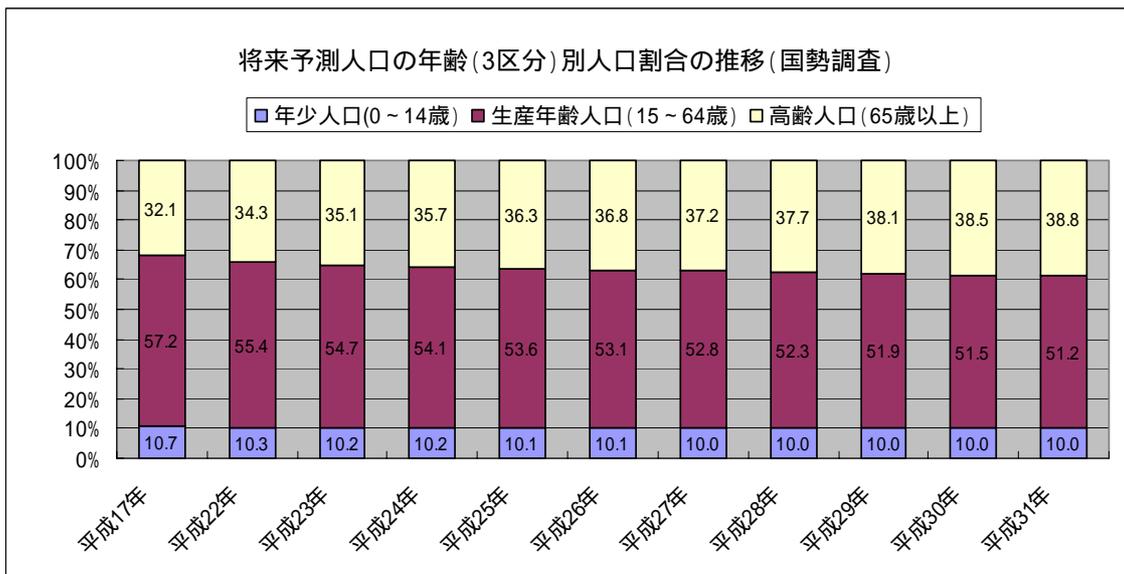
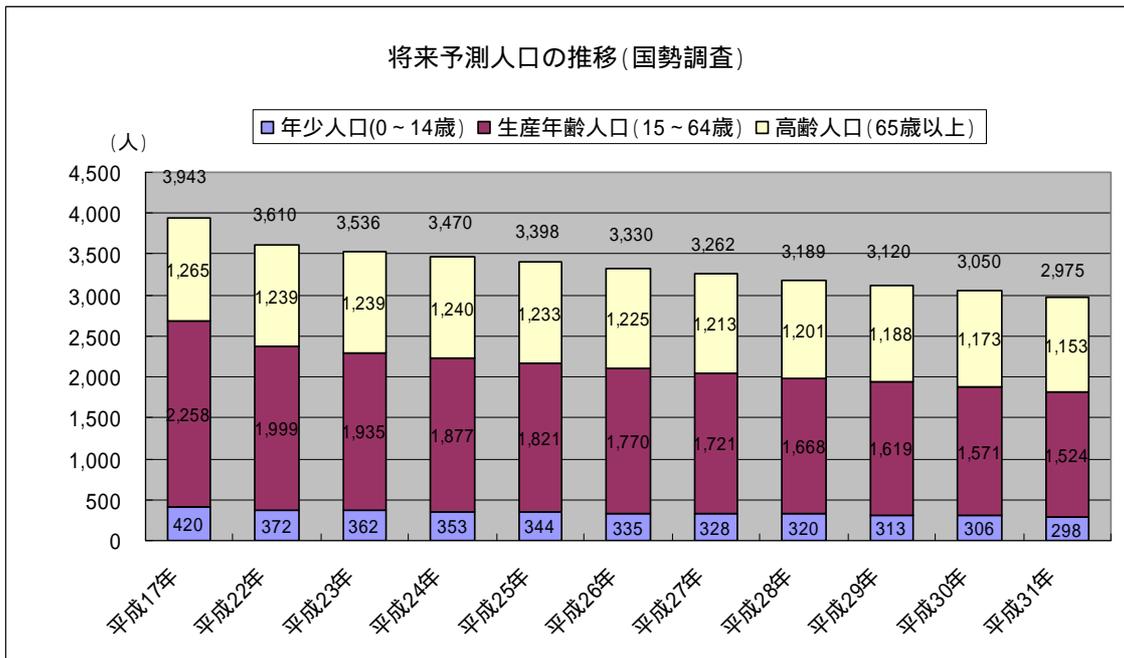
多様化する町民ニーズや高度化する行政課題に対応するため、周辺市町との連携を深め、
効率的・効果的な広域行政の推進を目指します。

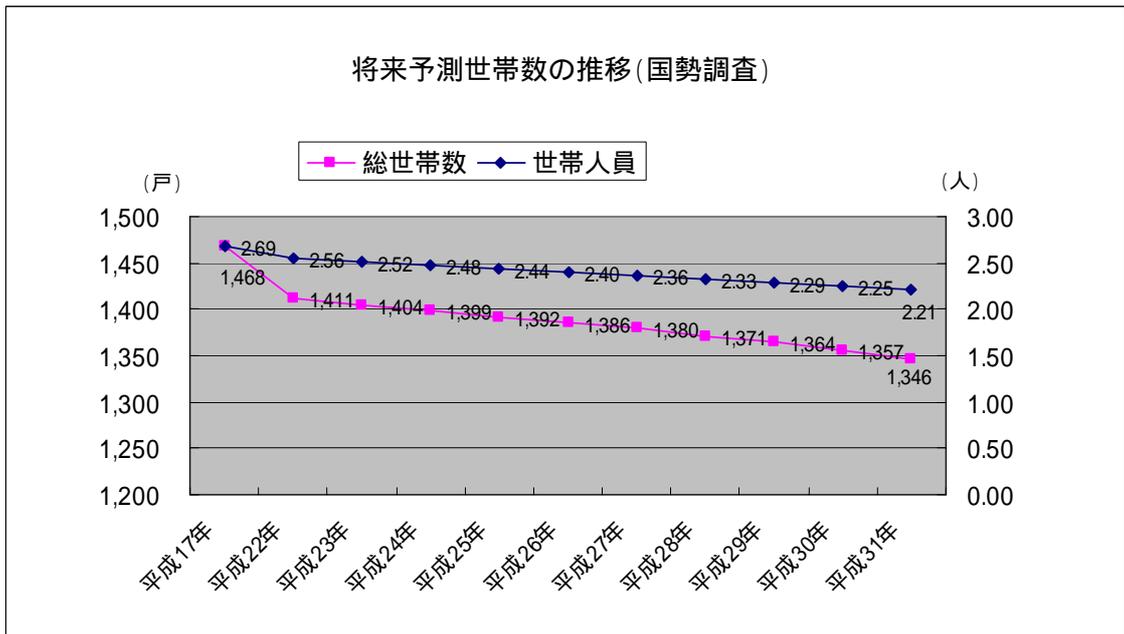
広域行政サービスの充実強化

3 将来人口

本町の将来予測人口は、昭和 60 年から平成 17 年の国勢調査人口を基にコーホート変化率法による推計を行うと、平成 22 年では 3,610 人、平成 27 年では 3,262 人、平成 31 年では 2,975 人と推計され、人口の自然減少と少子高齢化の現況等から判断すると、今後も人口減は必至の状況となっています。

このことから、本町の将来人口（平成 31 年）を 2,975 人、世帯数を 1,346 世帯（2.21 人 / 世帯）と設定します。





4 土地利用の基本的方向

(1) 市街地域

市街地域は、多くの町民が暮らし、公務やサービス業など町民生活の中心的な地域であるため、周辺の自然環境・景観などに配慮した住宅・宅地の確保を図るとともに、計画的な公共施設の整備に努めます。

また、中心市街地である商店街の活性化を図るため、街並み景観に配慮した快適にそして利便性に優れた土地利用に努めます。

(2) 農業地域

農業地域は、現況の優良農地の保全に努めるとともに、生産性を高めるための土地改良事業を進めます。

また、農地の集約化を促し、作業の効率化を図るとともに、計画的な農村環境整備の推進に努めます。

基本計画

1 活力と賑わいあふれる産業のまち【産業・経済】

(1) 農業の振興

【現況と課題】

農業経営の安定化と担い手の育成・確保

農産物価格の低迷や農業資材等の高騰により、農業の経営環境は依然として厳しい状況にあります。また、農業後継者の不足や農業従事者の高齢化により、今後、遊休農地等の発生が懸念されています。

このため、経営規模の拡大や経営の複合化を図ると同時に、生産効率のより高い農業展開と多様な担い手の育成・確保等を総合的に進めていくことが重要となっています。

農業生産基盤の整備

本町では、米等の土地利用型作物を中心とした生産性の高い農業を目指し、国営・道営事業による大区画圃場の整備が進められており、今後も継続・拡大して実施することが求められています。また、一部の水利施設が老朽化していることから、今後の機能低下が懸念されており、計画的に改修することが必要となっています。

農村環境の向上

農村地域の人口減少や高齢化に伴い、各地域の景観形成や環境保全が年々困難になりつつあります。農村環境は、農業者の生活・安らぎの場であるとともに、都市住民の憩いや潤いの場として、また、農産物のイメージアップとしても環境向上の必要性が高まっており、地域組織や住民、関係機関の連携によるさらなる保全向上活動が求められています。

環境保全型農業の推進

農地の多面的機能発揮や消費者の食への安全・安心が一層求められていることから、今後とも環境負荷低減に配慮した農業生産の実施が重要になると思われます。これまで本町では、ハーブ植栽やイエス・クリーンへの登録等、化学肥料や農薬を低減するための取り組みを積極的に進めてきていますが、より高い次元での安全・安心な農産物生産と環境にやさしい農業を展開することが必要となっています。

【取り組みの方向性】

農業の持続的な発展

本町の農業が持続的に発展するためには、「農地の円滑な流動化」、「農地の受け手となる生産効率の高い経営体の育成・確保」、「効率性を高めるための生産基盤や生産体制の整備」等の施策を基本として、同時に「売れる農産物づくり」と「販売体制の強化」等の施策展開を一層推進していく必要があります。

このため、今後とも関係機関との連携を図り、より効果的な施策の取り組みを迅速に進めます。

農業生産基盤整備の促進

経営規模の拡大が進む中、作業効率を高めることは必須の条件になります。本町の農業生産基盤整備は、道営事業を主体として、大区画圃場整備等に積極的に取り組み、現在も国営事業により全町の約3分の1にあたる農地整備を推進しています。これらを着実に実施していくとともに、今後も整備の意向・必要性がある地域においては、受益者との協議により事業を進めます。

農村環境の保全・向上

農地・水・環境保全向上対策の実施に伴い、各地区活動組織は、ハーブ植栽や清掃を地域の老人会や子ども会等と共に取り組んでいます。今後とも「ハーブ香る農村づくり」を目指し、事業の継続を支援していきます。また、農業生産基盤整備事業とあわせて、農村景観に配慮した美しい田園づくりに取り組み、都市住民等への憩いの場としての提供や交流拠点となるような環境向上対策を進めます。

環境保全型農業の推進

本町の米生産は、これまで畦畔のハーブ植栽やイエス・クリーンへの登録、農地・水・環境保全向上対策の営農活動の実施等により、化学肥料や農薬の抑制に努めてきており、環境への負荷低減に向けた取り組みは、全道でも先進的な地域として認められています。

今後は、さらに消費者の食への安全・安心を求める傾向が強まり、ニーズが多様化することや環境保全に対する要求の高まりが予想されることから、負荷低減への取り組みを拡大・強化するとともに、新たな手法の導入を検討するなど、よりクリーンな農産物の生産を進めます。

【具体的な取り組み】

- ・ 農地保有合理化事業等の制度活用による農業経営規模拡大と農地流動化の推進
- ・ 花き等集約型作物の導入による経営複合化の推進
- ・ 産地確立交付金等の制度活用による農業所得の確保
- ・ 研修事業への支援等による農業後継者の育成
- ・ 研修会の開催等による法人化の育成
- ・ 農家の受入支援等による新規参入者の育成
- ・ 国営農地再編整備事業等による効率的な大区画圃場の整備
- ・ 道営事業等による水利施設の機能向上
- ・ 水稻直播技術指導による普及拡大
- ・ 農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援による環境負荷低減の推進
- ・ イエス・クリーン登録農産物の作付け拡大
- ・ 特別栽培米、GAP（農業生産工程管理手法）等の制度の導入検討
- ・ 土地利用型新規作物の導入検討
- ・ 高性能機械等の導入検討

- ・コントラクター組織の育成
- ・米穀乾燥調製貯蔵施設の効率的運用
- ・農地情報整備促進事業による関係機関との連携強化
- ・美しい田園景観づくりの推進（ビオトープ、フットパスなど）
- ・農地・水・環境保全向上対策共同活動の継続支援
- ・ハーブ植栽の拡大推進
- ・メタン排出抑制等の新技術研究
- ・ブランド化の推進
- ・直売所による地産地消の促進と販売の強化
- ・収穫祭の開催、イベント等参加の推進
- ・農産物加工品の開発検討
- ・ふれあい農園による消費者交流の推進
- ・修学旅行生受入の支援

(2) 商工業の振興

【現況と課題】

地域型商圏の再生

本町の商業は、小売業を中心に商店街が形成され、その商圏は地域型で、地域コミュニティの核としての役割を担ってきました。しかし、都市部郊外への大型ショッピングセンターなどの進出は、地域内購買力の流出に拍車をかけ、商店街を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

このため、地域型商圏としての個性的な販売戦略の展開と商店街活性化のための環境整備が求められています。

不況を乗り切る経営体質の強化

本町の工業は、世界的な経済危機による企業の受注抑制、国・地方自治体財政の悪化による公共事業の抑制、道内経済の長引く景気低迷等の影響を受け、建設・土木・製造業の全般で、経営環境は大変厳しい状況にあります。

このため、生産コストの軽減など経営の合理化や体質の強化、新たな事業展開などが求められています。

【取り組みの方向性】

経営基盤の強化

商工会が進める経営改善事業を通じ、足腰の強い商工業を育成するとともに、経営近代化のための支援を図ります。

商店街活性化の推進

地域型商店街の再生を目指し、商店街の環境整備並びに個性的でユニークなイベントの開催、魅力ある販売戦略の展開を図ります。

官公需受注機会の確保

地元商工業者の受注機会の確保に努め、経営の安定化を図ります。

既存企業の育成・強化

既存企業の体質強化を図るため、公的融資制度の活用などによる側面的支援に努めます。

【具体的な取り組み】

- ・ 商工業の中核的役割を果たしている商工会への支援
- ・ 商店街活性化事業の推進
- ・ 公的資金融資保証料助成の推進

(3) 観光の振興

【現況と課題】

観光エリアの魅力づくりと運営の健全化

妹背牛温泉ペペル周辺は、遊水公園うらら（パークゴルフ場）やカーリングホール、そして屋内体育施設などにより、本町唯一の観光エリアが形成されています。

公園やカーリングホールの利用者は年々増加傾向にあります。観光エリアの核となるペペルは、景気低迷などの影響を受け、入館者が減少しています。

このため、各施設の機能充実を図るとともに、天然温泉や数少ないカーリング専用施設などの特色を活かしながら、新たな観光エリアの魅力づくりに取り組むことが必要となっています。

また、本町では、観光が地場産業としての位置づけには至っていないことから、これら公設施設の維持管理をはじめとした運営経費など、その採算性が課題となっています。

地域型イベントの充実

本町では、夏まつりをはじめ、盆踊りや遊歩市などの特色ある地域型イベントが数多く開催されていますが、運営経費の減少やイベントスタッフの高齢化などから、今後の継続運営に多くの課題を残しています。

このため、誰もが参加したくなるイベントの開催や町民参加型・協働による事業運営が必要となっています。

街並景観等の整備

本町では、まちの中心地に商店街が形成されています。商店街はまちの顔であり、地域コミュニティの場でもありますが、空き店舗の増加や街路照明の間引き消灯などにより、まち全体の明るさ、活気が失われつつあります。

このため、商工会が進める街路空間事業による「ほのかな明るさ」や「花の彩り」の演出など、魅力ある街並景観の形成が求められています。

また、農地・水・環境保全向上対策によるハーブ植栽等、特色ある農村景観の形成、緑化の推進が求められています。

【取り組みの方向性】

既存施設の利用拡充

観光エリアを形成する各施設の連携を図り、温泉施設と各種スポーツ施設のセット利用など、町民はもとより町外からの利用者の増加を図ります。

町民に理解される運営の展開

町民の憩いの場といった福祉的側面を持った公設の観光施設であるものの、その運営にあたっては、経営改善、施設運営の効率化に努めます。

イベントの活性化・情報の発信

夏まつりをはじめ、各種イベントの充実と活性化を図るとともに、ホームページなどを

活用したPRと新鮮な地域情報の発信を行い、交流人口の増加を図ります。

街並景観の整備

市街地域と農村地域、それぞれの特色を活かした街並景観の整備を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・ 地域情報の積極的な発信と交流人口の確保
- ・ パークゴルフ場の増設など、施設機能の充実による交流人口の増加
- ・ 各種施設の安全性の確保
- ・ 町民参加による地域型イベントの充実
- ・ 街並景観に配慮した緑化の推進
- ・ 花いっぱい運動による道路花壇や公共施設などの美化

2 安心して暮らせる福祉と健康のまち【保健・医療・福祉】

(1) 高齢者福祉、介護サービスの充実

【現況と課題】

総合的な高齢者福祉施策の充実

急速な高齢化の進行に伴い、本町の65歳以上の高齢者人口は、平成21年3月末現在で1,314人、高齢化率35.4%という状況にあります。今後も独居老人や高齢者世帯の増加から要介護高齢者の急増が推測されています。

このため、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくためには、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、介護保険制度の利用につながる支援など、総合的な福祉施策が求められています。

また、高齢者が安心して生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制づくりの構築と高齢者の権利擁護が求められています。

介護サービスの充実

本町では、町民の2.8人に1人が65歳以上の高齢者という状況にあり、全国平均値を大きく上回り、高齢化への対応は最も重要かつ緊急を要する課題となっています。

また、急速な高齢化の進行、寝たきりや認知症高齢者の急増、家族介護力の低下などから、高齢者の介護問題は老後の最大の不安要因にもなっています。

このため、在宅福祉サービスを基本にしながら、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、健康づくりや寝たきり予防などの施策の充実と、例え介護を必要とする状態となっても、人としての尊厳を保ちながら、必要な介護サービスを総合的に利用することができる体制づくりが求められています。

【取り組みの方向性】

在宅福祉サービスの充実

核家族化により高齢者世帯が増加し、老人が老人を介護する老老介護、認知症の方が認知症の方を介護する認認介護等、介護者の介護疲れ、負担が増大しています。

このため、介護者が健康を損ない共倒れする実情不安などを解消するため、地域包括支援センターを中心に総合相談・支援体制を強化し、高齢者が安心して生活できるよう、医療と連携した福祉サービスの充実を図ります。

施設サービスとの連携

老人保健施設「りづれ」を中心に、在宅福祉サービスと連携した要介護者の自立を支援するとともに、町民との交流活動を広げ、地域に根ざした施設づくりを進めます。

社会参加活動と生きがいづくりの推進

高齢者が老人クラブなどを中心に、スポーツ・レクリエーション、趣味活動など、生き

がいのもてる学習機会の提供に努めながら、世代間交流を通じた社会参加を促進します。

また、高齢者のもつ経験・技術を生かせるよう、高齢者事業団に対する支援に努めます。

地域支援体制の充実

高齢者が生まれ育ち、生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを推進します。

医療との連携や認知症ケアの充実

医療と介護の機能分化及び連携を推進します。また、認知症高齢者の増加を踏まえた認知症ケアの推進を図ります。

効率的なサービスの提供や介護予防給付の検証

サービスの質を確保した上で、効率的かつ適正な地域密着型サービスの提供や介護予防サービスの検証及び評価の見直しを図ります。

地域密着型サービスの普及

住み慣れた地域で、地域の特性に応じ、多様で柔軟な形態のサービスの提供を推進し、地域密着型サービスの継続的な普及を図ります。

保険料の適正化

高齢者保険料の負担能力に応じた負担を求め、適正な保険料及び段階設定と介護保険財政の適正化を図ります。

高齢者コミュニティの構築

高齢者が安心して暮らせるよう、各関係機関・団体と連携を密にして、地域を支える仕組みを確立します。

【具体的な取り組み】

- ・ 地域包括支援センターを中心とした総合相談・支援体制の強化と高齢者の権利擁護
- ・ 高齢者が安心して生活できる医療と連携した在宅福祉サービス・施設サービスの提供
- ・ 学習機会の提供と世代間交流を通じた社会参加・生きがいづくりの促進
- ・ 地域全体で高齢者を支えるネットワークの構築
- ・ 医療と介護の機能分化及び連携と認知症ケアの推進
- ・ 予防対策の推進と効率的かつ適正な介護サービスの提供
- ・ 社会福祉活動の推進と就労機会の提供
- ・ 介護保険財政の健全化と介護保険事業計画の推進

(2) 児童福祉、母子父子福祉の充実

【現況と課題】

児童福祉対策の充実

児童と家庭を取り巻く環境は、出生数の減少に伴う少子化の進行や核家族化の進行、女性の社会進出、就労形態の多様化などによって大きく変化し、家庭や地域社会における子どもの養育機能は低下しています。

次代を担う児童が心身ともに健康に成長するためには、子育て環境の整備や女性の働きやすい環境づくり、親と子、高齢者などとの異年齢間での遊びや交流機会など、地域が一体となった子育て環境づくりが求められています。

母子父子福祉対策の充実

核家族化の進行や離婚の増加により母子父子・寡婦世帯は、近年増加傾向にあります。

本町における母子父子世帯は、平成21年3月末現在で33世帯となっており、社会経済環境の変化に伴い、子どもの療育問題など様々な課題を抱え、経済的にも不安定で生活基盤が弱い状況にあります。

母子父子世帯の経済的な自立と生活意欲を高めるため、子育てしやすい環境の整備を進めるとともに、民生児童委員・社会福祉協議会など関係機関との連携を図りながら、援護対策の充実に努めることが求められています。

【取り組みの方向性】

児童福祉事業の推進

多様な保育ニーズに対応するため、時間外保育・学童保育・一時保育事業の充実に努め、保護者が安心して子どもを預けられる体制づくりを推進します。

また、地域で子どもを健やかに産み育てるため、母子保健事業や学校保健と連携を図りながら、思春期対策の充実に努めるとともに、小児疾病の予防及び重度化、間接的な集団感染を防止するため、任意予防接種費用の助成による子育て支援の充実に努めます。

虐待防止対策の推進強化と支援事業の充実

子育てに対する悩みや不安を持つ保護者に対し、民生児童委員・学校・児童相談所など関係機関との連携を図りながら、気軽に相談できる体制・環境づくりに努め、子どもに対する虐待などを防止するとともに、子育て意識の向上に努めます。

母子父子福祉の充実

母子父子世帯の子育て支援を推進するため、母子父子家庭で組織している母子会での情報交換を進めるとともに、自立支援と児童の健全な育成のため、援護対策として、医療費助成、児童扶養手当、母子父子・寡婦福祉資金などの効率的な制度の活用を促進します。

【具体的な取り組み】

- ・多様な保育ニーズに対応した保育事業の充実と体制づくりの推進

- ・母子保健指導及び児童保健指導の充実
- ・任意予防接種費用の助成支援
- ・地域住民・関係機関が連携した虐待防止の強化推進と相談・支援事業の充実

(3) 保健・健康づくり、医療の充実

【現況と課題】

保険事業の健全化

国民健康保険は、国民皆保険体制の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康の保持増進に大きく貢献しています。しかし、医療技術の高度化や急速な高齢化の進行に伴い、保険事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

被保険者が減少する中で、医療技術の高度化などによる医療費の増加、長引く不況の影響による被保険者の保険料負担能力の低下などから、保険事業の運営は大変厳しい状況にあります。国民皆保険制度を将来にわたって持続可能な制度としていくためにも、保険事業の安定した運営が求められています。

保健・健康づくりの充実

急速に進む少子高齢化社会の中で、町民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、明るく安心した生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療が連携を強化するとともに、地域全体で支えあう体制づくりを進めることが重要となっています。

また、日常生活習慣の乱れなどを原因とする生活習慣病が増加していることから、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた予防体制の充実や個人の健康づくり意識の高揚、地域で取り組む自主活動組織の育成が求められており、「健康日本21」構想に基づき健康増進計画を策定し、町民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、働きかけていくことが必要となっています。

医療体制の確保

近年、医療制度の改正や過疎地の医師不足などの問題から、地域医療は崩壊の危機にあり、特に過疎地では、地域医療の確保が難しい状況にあります。

今般の受診傾向は、総合的な診療科目をもつ総合病院などを受診することが多くなっていますが、そうした状況の中、妹背牛診療所は、平成20年4月1日から指定管理者制度のもと、外来診療で地域に根ざした医療運営を目指しています。

今後は急速に進展する高齢化社会を迎え、予防対策指導を踏まえた医療の役割を担うとともに、町民が安心して受診できる体制を確保しながら、経営の改善に努めていくことが求められています。

また、救急・休日夜間診療に対する町民の不安を解消するため、広域救急医療体制の充実が求められています。

【取り組みの方向性】

保険財政の健全運営

保険料の適正賦課及び徴収率の向上に努めるとともに、国・道の補助事業を有効に活用しながら、国民健康保険財政の健全な運営を図ります。

医療費の適正化

医療費の適正な水準を確保するため、被保険者に対する指導・啓発活動等により、医療費の適正化を図ります。

生活習慣病予防の推進

メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症予防に重点を置いた特定健診及び特定保健指導の充実を図ります。

さらに、日曜・夜間健診の実施、かかりつけの医療機関での特定健診の受診を可能にするなど、町民が健診を受診しやすい体制を整備し、受診率の向上に努めます

地域で見守る子育て支援の推進

出生数の減少や共働き世帯の増加等から、町内の子どもを持つ親同士が知り合い、交流する機会は減少しています。孤立化によって生じる育児不安やストレスを軽減するため、妊娠期や乳児期の早期から、親と子が共に交流できる環境づくりを進めます。

また、発達や発育に心配のある子ども、児童虐待、不適切な養育環境など様々な問題を抱える親子を、乳幼児健診・相談等の母子保健事業や保育所・学校・民生委員等の各関係機関との情報交換により早期に把握し、北空知子ども療育センター・児童相談所・保育所・学校等と十分に連携しながら、個別的・継続的な支援に努めます。

思春期対策の充実

将来、結婚・妊娠・出産・育児を経験する中学生が、児童虐待や望まない妊娠、性感染症などの「生・性」に関する問題を回避でき、自分自身をみつめ、命の尊さや性について理解できるよう、中学校と連携した「生・性」教育を進めます。

さらに、保護者や小学生への働きかけも視野に入れながら、次世代育成計画に基づく思春期対策を推進します。

地域の健康課題にあった保健事業の展開

町民が個人や家族、地域で、自分のライフスタイルにあわせた健康づくりに取り組んでいけるよう、町民の意見を積極的に取り入れながら、健康増進計画を策定し、地域の健康課題にあった保健事業の見直しを図ります。

高齢者介護予防の推進

寝たきりや認知症などを予防し、介護状態に陥ることを防ぐため、健康教室や訪問等の介護予防事業を通して、運動・栄養・口腔機能の向上等の介護予防に関する知識の普及・啓発に努めます。

地区組織の育成

町民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種保健事業を通して、健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、地域自主活動組織の育成や食生活改善協議会の活動を支援します。

検診体制の充実

保健センターで実施している各種検診の充実を図り、疾病の予防と早期発見に努めます。

良質な医療の提供

保健福祉関連施設と連携しながら、町民の幅広い医療需要に適切に対応し、安心して受診できるよう、医療サービスの向上に努めます。

医療機器の整備

妹背牛診療所の医療機能を充実するため、医療機器等の計画的な更新・整備を図ります。

診療所経営の健全化

医療環境の変化に対応した診療体制の確保と医療サービスの向上を図り、効率的な運営による経営の健全化に努めます。

【具体的な取り組み】

- ・ 保険料の適正賦課及び収納率の向上と国民健康保険財政の健全運営
- ・ 医療費の適正水準の確保と医療費の適正化
- ・ 生活習慣病の発症予防に重点を置いた健診・保健指導体制の構築
- ・ 親と子が共に交流し、仲間づくりができる場の設定
- ・ 発達や養育環境に問題を抱えた親子の早期把握と継続的支援に向けた関係機関との連携強化
- ・ 思春期の「生・性」教育の実施
- ・ 地域の健康課題を明確化し、町民の主体性を尊重した健康増進計画の策定
- ・ 介護予防に関する知識の普及・啓発
- ・ 健康づくりに関する地域自主活動組織の育成と食生活改善協議会活動への支援
- ・ 検診体制の充実
- ・ 保健福祉関連施設と連携した医療サービスの向上
- ・ 計画的な医療機器等の整備と医療機能の充実
- ・ 地域医療ニーズに対応した医療体制の確保と健全運営

(4) 地域福祉、心身障がい者福祉の充実

【現況と課題】

社会福祉活動の充実

急速な少子高齢化・核家族化などの進行に伴い、本町の65歳以上の高齢者は、今後もさらに増加することが推測されています。

このような状況の中、親しんできた地域社会での生活を希望する多くのニーズに対応するため、公的福祉サービスの提供に努めるとともに、町民全体の相互扶助意識を高め、各種福祉活動により、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

また、福祉活動を担うボランティア団体等の育成・支援が重要となっており、家庭や地域、行政が一体となった地域福祉社会への取り組みが求められています。

低所得者福祉対策の充実

生活保護制度は、生活に困っている人が自分の持っている資産や能力などを活用しても、なお、最低限度の生活を維持できない場合、その困っている程度に応じて保護を行うもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的とした制度です。このため、生活保護制度は最後の「セーフティネット」とも言われており、複雑化した社会構造の中では、経済的変動の影響を最も強く受ける立場にあります。

本町の生活保護状況は、平成21年3月31日現在の被保護者が31世帯で、その約半数が高齢者世帯となっています。

今後、核家族化の進行や高齢者の増加に伴い、生活援護を必要とする世帯の増加が見込まれることから、民生児童委員など関係機関との連携を図りながら、生活福祉資金の貸付、生活相談などの充実に努め、低所得者が生活の自立更正を図れるような生活援護対策が求められています。

心身障がい者福祉対策の充実

本町における心身障がい者の手帳交付者は、平成21年3月31日現在292名で、年々増加傾向にあり、障がい者の高齢化が進む中で、重複化・重度化の傾向にあります。

また、家族の扶養能力も相対的に低下し、障がい者意識にも施設福祉から在宅福祉といった変化がでてきている中で、障がい者が自分の権利を放棄することなく、地域で主体的に生活できる支援体制の充実が求められています。

【取り組みの方向性】

相互扶助意識の高揚

核家族化の進行や扶養意識の変化などから、家庭における介護力が低下し、障がい者や在宅高齢者の自立生活の助長が必要とされています。

このため、社会的孤立感の解消及び家族の負担軽減を図るため、民生児童委員・町内会など関係機関が連携し、地域ネットワークづくりを進めるとともに、相互扶助により支えあう地域の福祉活動を促進します。

社会福祉協議会活動の推進

施設福祉から在宅福祉へと社会福祉の基本姿勢が移行し、多様化した福祉ニーズに対応した社会福祉活動が必要とされています。

このため、各種事業で民生児童委員やボランティア団体等の関係機関と連携を図りながら、社会福祉協議会を中心とした社会福祉活動事業の推進に努めます。

地域福祉活動の啓発と推進

福祉への関心、福祉活動への参加・自立を高めるため、学校・地域・家庭のあらゆる学習機会を通じて、福祉活動に対する啓発を行います。

また、ボランティア団体等の育成を図りながら、子どもから高齢者まで人にやさしい地域福祉活動の推進に努めます。

相談支援体制の充実と自立更正の助長

被保護者・低所得者の生活の自立更正・安定を助長するため、民生児童委員など関係機関との連携を図りながら、生活相談・指導の充実に努めるとともに、生活福祉資金など貸付資金の周知に努めます。

生活の援護

健康で文化的な最低限の生活を保障するため、生活援護対策の充実に努めます。

障がい者への理解と交流の推進

障がい者への理解を促進するため、北空知障がい者支援センターやボランティア団体等と連携した地域ボランティア活動を推進するとともに、社会参加ができるよう、障がい者福祉協会等のスポーツ・レクリエーション活動及び文化活動などの交流活動の拡充に努めながら、広報活動を通じた情報提供の充実に努めます。

在宅福祉サービスの充実

障がい者が自分の権利として在宅生活ができるよう、ホームヘルパーやディサービスの利用が可能となる支援体制づくりに努めます。また、補装具・日常生活用具の給付など、援助制度の活用を促進します。

教育と早期療育の推進

障がい児の早期療育システム、障がい児保育などを推進するとともに、相談・指導体制の充実に努め、障がい児の教育・交流などを促進します。

雇用・就労機会の提供

障がい者の自立した生活を支援していくため、雇用・就労機会の提供に努めます。

生活環境の整備

障がい者にやさしいまちづくりを推進し、在宅環境の整備、移動・交通対策の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・関係機関が連携した地域ネットワークづくりの推進と地域福祉活動の促進

- ・ニーズの多様化に対応した社会福祉活動の推進とボランティア団体等の育成
- ・被保護者・低所得者に対する生活相談・指導の充実と生活福祉資金など貸付資金の周知
- ・生活援護対策の充実と援助制度の活用促進
- ・障がい者への地域ボランティア活動の推進と社会参加の拡充
- ・ホームヘルパーやデイサービスの利用支援と援助制度の充実
- ・障がい児の早期療育システム、障がい児保育の推進
- ・障がい者自立支援法によるサービス等の提供

3 安全で生活しやすい快適なまち【生活基盤・環境】

(1) ごみ処理、環境衛生、上下水道等の充実

【現況と課題】

生活環境の充実

本町の水道は、広域で北空知広域水道企業団を設立し、水源の確保に努め、良質で安定した水道水を提供しています。平成 21 年 3 月末現在の水道普及率は 87.5%で、過疎化による人口の減少に伴い、加入者は減少傾向にあります。

このため、より一層の加入促進を図り、生活環境の向上に努めるとともに、生活用水の安定供給と経営基盤の強化が求められています。

生活排水処理は、市街地区は農業集落排水事業、農村地区は個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の整備を進めています。平成 21 年 3 月末現在の下水道普及率は 86.3%で、公共用水域の水質保全を図るためにも、加入者の拡大を図ることが求められています。

また、施設・設備の計画的な更新を進めるとともに、生活雑排水等の適正処理と健全な財政運営が求められています。

廃棄物処理等環境衛生の充実

本町のごみ処理、し尿処理及び火葬場は、広域で一部事務組合を設立し、それぞれ共同運営による広域処理を行っていますが、近年の環境意識の高まりから、公害の防止、環境の保全に配慮した効率的な運営が求められています。

ごみ処理は、焼却を北・中空知地域で、埋立てを北空知 4 町により共同処理を行っていますが、ごみは多種多様化し、排出量も増加傾向にあることから、ごみの減量化・資源リサイクルによる処理コストの低減化が求められています。

また、し尿処理、火葬場、墓地などの適正管理やエキノコック症、食中毒などの予防対策の充実が求められています。

【取り組みの方向性】

生活用水の安定供給

公衆衛生の向上に資するため、より安全で衛生的な水の供給に努めるとともに、災害時における対応策の充実と経営基盤の強化に努めます。

生活雑排水の適正処理

農業用水域の保全、町民の生活環境の向上に資するため、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業の充実を図り、加入促進を進めるとともに、施設の適正な維持管理及び健全な財政運営に努めます。

資源循環型社会の構築

大量消費、大量廃棄のライフスタイルや価値観を改め、廃棄物の減量化と資源リサイク

ルによる資源循環型社会の構築を目指します。

また、環境衛生施設の適正管理や予防対策の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

- ・安全かつ衛生的で良質な水の確保と供給
- ・水道への加入促進と経営基盤の強化
- ・天災地変時における即時対応体制の強化
- ・広域水道事業の末端給水化検討
- ・計画的な維持補修と浄化センター及びポンプ施設の設備充実
- ・農業集落排水事業と個別排水処理施設整備事業の推進
- ・下水道への加入促進と財政の健全化
- ・ごみ分別の細分化による減量化・資源リサイクルの推進
- ・排出抑制に向けた町民や事業者などへの啓発活動
- ・広域によるごみ処理体系の確立
- ・広域によるし尿処理体制・火葬場の維持・充実
- ・墓地の適正管理と有効活用
- ・計画的な血液検査によるエキノコックス症の早期発見
- ・食中毒予防の周知徹底

(2) 住宅施策、定住化対策の推進

【現況と課題】

公共住宅等の整備

本町の住宅事情の特徴は、全国平均を大きく上回る持家率(75.7%)の高さにあり、一方、民間賃貸住宅は少なく、持家者を除いては、そのほとんどが公営住宅に依存する状況にあります。

近年は、経済情勢低迷等の影響もあり、個人住宅の新築並びに住宅リフォーム等が減少するとともに、少子高齢化の進行や様々な理由により、住宅に困窮する世帯が増加する傾向にあることから、公営住宅の役割はますます大きくなると考えられます。

本町の公営住宅の管理戸数は212戸で、うち98戸は耐用年数を経過した浴室のない狭少で断熱性の低い老朽化住宅であることから、平成16年度に策定した妹背牛町住宅マスタープラン並びに公営住宅ストック活用計画に基づく計画的な建替えが必要になっています。

定住化事業の促進

本町では、官民共同で定住応援協議会を設立し、市街地にある町遊休地を活用した町外在住者向けの定住促進事業を実施しています。これまでモデル住宅の建設・販売や安価な住宅用地の提供、ホームページを活用した情報発信等の取り組みにより、3世帯が本町に定住したものの、期待していた成果は上がっていない状況にあります。

このため、これまでの町外在住者向け事業の継続とあわせて、町内在住者を町外に出さないための対策も求められています。

【取り組みの方向性】

安全で安心な公営住宅の整備

高齢化社会を迎え、住宅を長期にわたり使用できるよう、適正な維持管理に努めるとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯などの安全で安心な暮らしを実現するため、良質な公営住宅の供給を計画的に進めます。

新たな定住施策の展開

積極的な情報発信による町外在住者の定住化を促進するとともに、地元業者と連携した町内在住者向けの新たな定住施策を展開します。

【具体的な取り組み】

- ・老朽化した公営住宅の計画的な建替えを進めるとともに、高齢者・障がい者などが暮らしやすい公営住宅や家族向け公営住宅の建設
- ・町内の住宅・宅地に関する総合的な情報の提供
- ・積極的な定住施策の展開と地元企業との連携
- ・住居表示によるわかりやすい住所の表し方の整備

(3) 消防・救急、防災・治水、防犯、交通安全の充実

【現況と課題】

消防・救急体制の充実

本町の消防組織は、昭和47年に北空知管内1市5町で設立された深川地区消防組合により、火災・水害・地震などの災害及び救急・救助出動を広域的に推進し、消防機能の効率的な運用に努めています。

本町における火災の発生状況は、過去5年間で5件発生し、近年の建築構造や新建材の使用などから、消火・避難・救助が困難になっており、貴重な財産を焼失する多大な損害が発生していることから、防災体制の確保や消防設備の充実など、消防力の強化が必要となっています。

また、救急出動は過去5年間で428件発生しており、この他に緊急通報システムの通報に対する対応も35件に達していることから、高齢化社会に対応した救急・救助体制の整備が強く求められています。

防災・治水対策の充実

本町における自然災害は、川に囲まれる地形から水害が最も多く、特に昭和56年と昭和63年の集中豪雨では、河川の増水や内水氾濫から、収穫期を迎える農作物への被害が大きく、本町経済にも甚大な被害をもたらしました。

このため、内水対策では、農用地等緊急保全事業、国営土地改良事業（北空知地区）による排水機場・排水路などの整備が、また、外水対策では、雨竜川捷水路事業、大鳳川新水路事業による河川改修が進められました。今後も総合的な治水対策を推進するため、施設の維持・充実、適正な維持管理が求められています。

また、地震は予測が不可能で、予防対策を講じることは難しいとされています。災害発生後の対策マニュアルや緊急時における連絡体制の整備を図るため、防災計画の見直しが重要となっています。

防犯対策の充実

社会経済情勢の急激な変化により、犯罪が複雑多様化し、特に幼児・小中学生・婦女子を巻き込んだ事件や未成年者及び若年層による事件が目立つなど、犯罪は増加傾向にあります。

しかし、現状の限られた団体による防犯活動には限界があり、複雑多様化する犯罪に対応しきれないことから、地域住民はもとより各関係機関・団体などと連携し、より強力な防犯対策を推進することが求められています。

交通安全対策の充実

自動車の普及に伴い、悲惨な交通事故が多発しています。事故の特徴としては、スピードの出しすぎや悪質な無謀運転によるものが多く、特に若者の暴走など、交通意識の希薄化と交通モラルの欠如が大きな問題となっています。

交通事故抑制のため、関係団体と連携しながら道路交通環境の整備を進めるとともに、

交通安全思想の普及・徹底を図りながら、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めることが求められています。

【取り組みの方向性】

消防・救急体制の整備

消防・救急は、町民の生命・財産を守る重要な分野であることから、消防設備の整備など、消防力の充実強化を図ります。また、消防業務の迅速・的確化を目指した組織体制の整備と広域的な連携強化を図り、計画的な消防・救急体制の整備を進めます。

防災・治水対策の推進

災害を未然に防ぐため、緊急時における連絡体制の整備に努めるとともに、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、啓発活動を推進します。

防犯活動の推進

犯罪を未然に防ぐため、各関係機関及び団体等との連携を強化し、町民一人ひとりが防犯活動を推進し、犯罪のない明るいまちづくりを推進します。

交通安全対策の推進

道路交通環境の整備はもとより、各種関係機関等との連携を強化しながら、交通安全都市宣言に基づき、交通道徳の高揚と交通事故撲滅の実現に努めます。

【具体的な取り組み】

- ・ 消防力の強化と救急・救助体制の整備
- ・ 消防・救急装備の整備・充実
- ・ 火災予防運動と広報活動の充実による防火意識の高揚と自主防災意識の育成
- ・ 消防団の定員 50 名の常時確保と複雑多様化する災害に対応できる団員の養成
- ・ 福祉と連携した緊急通報システムの普及
- ・ 地域防災計画の見直しと行政区を通じた自主防災組織の育成
- ・ 広報活動を通じた町民一人ひとりの防災意識の高揚
- ・ 防災関係機関との連携による水災害などの発生箇所及び危険箇所の点検強化
- ・ 防災資材の整備拡充
- ・ 排水機場の維持管理体制の充実
- ・ 地域及び各種団体等と連携した防犯教育・防犯活動の推進
- ・ 広報活動を通じた防犯意識の高揚
- ・ 防犯灯整備に対する支援
- ・ 家庭・学校・地域など、生涯にわたった交通安全教育の推進
- ・ 住民運動と各関係機関と協力した安全運転管理の強化
- ・ 危険箇所の信号機設置など、交通環境の整備

(4) 道路、雪対策、公共交通の充実

【現況と課題】

総合的な道路ネットワークの整備

本町は、道道5路線が市街地を中心に放射状に伸び、至近距離に国道、道央自動車道及び深川留萌自動車道が連結しています。

町道は、平成21年4月1日現在で105路線、延長139.4Km、改良率80.5%、舗装率(防塵含む)70.4%、歩道延長22,634m、歩道舗装率66.8%の整備状況にありますが、積雪寒冷地の気象条件による路面の凹凸、舗装の亀裂などから、2次改築が必要となっています。

また、本町が管理する道路橋は、橋長2m以上が68橋(ボックス除く)、うち建設後30年以上経過が47橋になっており、これまでの対処療法的な修繕・更新から、予防的な修繕による橋梁の長寿命化を図ることが必要となっており、道路整備計画に基づく計画的な整備が求められています。

除排雪体制の維持

積雪寒冷地の本町では、冬期間生活する上で、雪との付き合い方が大きなポイントとなります。冬期間の除雪は、道道は全路線が除雪されており、町道は除雪延長113.3Km(除雪率81.3%)を直営57.2km、委託56.1kmで除雪しているほか、直営で公共施設の駐車場及び市街地を除排雪しています。しかし、町道は道路幅員が狭く、堆雪スペースの確保が難しい状況にあります。

今後も快適な冬の生活を確保するため、効率的な除排雪体制の整備が求められています。

公共交通の維持・確保

本町では、JR函館本線、空知中央バス及び町営バスの公共交通機関が運行されていますが、鉄道やバスの利用者は減少傾向にあります。

しかし、通勤者や通学者、高齢者などにとって、鉄道・バスはなくてはならない交通機関であることから、鉄道・バス利用者の立場にたった運行の確保と利便性・サービス性の維持・向上が求められています。

町営バスは、ここ数年、1便あたりの乗車人員が1人を切る状態が続いており、その運行に対する費用対効果が課題となっています。

【取り組みの方向性】

歩行者に配慮した道路整備の促進

生産基盤整備と生活環境整備が一体的となった道路づくりに努めます。また、アクセス道路の機能充実を図るとともに、バリアフリー化の促進等、歩行者の安全性・快適性を重視した道路整備を進めます。

橋梁の耐震化

長寿命化修繕計画に基づき、道路ネットワークの重要性・緊急性を踏まえた定期点検や日常的な維持管理を行うとともに、個々の橋梁の最も効率的・効果的な修繕を計画的に実

施し、橋梁の長寿命化と修繕・架け替え費用の負担軽減を図ります。

除排雪体制の整備

快適な冬の生活、安全で円滑な冬期道路交通の確保を図るため、計画的な車両更新と効率的な町道除排雪を実施します。

公共交通の利便性確保

鉄道・バスなどの公共交通の利便性を確保するため、各公共交通機関が連携した計画的な輸送体系の確立に努めます。

また、町営バスの効率的運行に努めるとともに、利用動向を踏まえた見直しを図ります。

【具体的な取り組み】

- ・歩行者を優先した歩道整備
- ・生産基盤整備と生活環境整備が一体化した計画的な道路整備
- ・長寿命化修繕計画策定事業の実施
- ・雪寒機械更新事業の実施
- ・除排雪全面委託の検討
- ・歩道除雪対策の検討
- ・公共交通の効率的な運行計画の策定と輸送事業者及び地区との調整
- ・バス待合所の整備
- ・公共交通の利用増大に向けた町民意識の醸成
- ・町営バスの効率的運行と見直し

4 次世代を担う創造性豊かな人を育むまち【教育・文化】

(1) 学校教育の充実

【現況と課題】

「生きる力」や「豊かな心」を育む教育の充実

社会経済情勢の急激な変化の中で、子どもたちの人間関係や生活体験の希薄化が進み、いじめや登校拒否、インターネットを通じた悪質な嫌がらせや中傷など、現代社会のゆがみとも言える現象が全国各地で見られるようになり、青少年の問題行動が社会問題となっています。

本町でも、少子化の進行や過疎化から児童生徒数は減少しており、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化し、対応の難しさが増えています。

このため、人との関わりや生活習慣を身につけていく過程で、一人ひとりの子どもに「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」を育む中で、「生きる力」を培うことや命の大切さ、他者を思いやる心を育む教育の充実が求められています。また、夢と希望にあふれ、生き生きと学校生活が送れるよう、多様性や創造性に富んだ魅力ある学校づくりの推進が課題となっています。

学校施設の安全確保

学校は、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっても災害時の避難場所となる重要な役割を担う施設です。

このため、小・中学校の耐震化整備を計画的に進め、児童生徒や地域住民の安全を確保することが必要となっています。

【取り組みの方向性】

確かな学力の定着と魅力ある学校づくりの推進

次世代を担う子どもたちの生きる力を育むため、多くの実験や体験を通して活用力を育てるとともに、基礎・基本の確実な定着を目指します。

また、学ぶことの楽しさや達成感を体得できる教育の実践を通じ、思考力や判断力、表現力を高め、笑顔あふれる子どもの育成に努めます。

さらに、家庭や地域を含めた社会全体での教育の向上に取り組み、信頼される生き生きとした学校づくりを目指します。

安心・安全な学校施設の整備

子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の避難場所として、耐震化が必要な小・中学校の改修整備を図ります。

【具体的な取り組み】

・小・中学校の耐震化の促進

- ・ 情報機器の計画的な更新及び教材、教具の整備充実
- ・ 家庭・地域との連携による信頼される学校づくりの推進
- ・ 健やかに育てる食育の推進
- ・ 給食センターの整備充実と効率的な運営（広域化の検討）
- ・ 地域や様々な人との交流を通じた生き生きとした教育環境の実現
- ・ スクールバスの効率的運行と見直し

(2) 社会教育の充実

【現況と課題】

多様な学習機会の提供と人材育成

情報の高度化や国際化の進展、急速な少子高齢化の進行など、社会環境は急激に変化し、それに伴いライフスタイルや価値観も多様化しています。

このため、乳幼児期から高齢者まで、町民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、知識や技術を高めながら、自己実現を図っていくことが必要であり、それぞれのライフステージに応じた多様な学習機会の提供が求められています。

特に次代を担う健全な青少年の育成には、家庭教育の重要性が高まっており、その充実が求められています。

【取り組みの方向性】

社会参加の促進と人材育成

生涯学習社会を目指すため、地域社会でのふれあいや青少年が生活体験・社会活動を経験できる場・機会の充実を図ります。

また、ボランティア活動や環境問題など、様々なニーズに対応した学習機会を提供するとともに、学習リーダーの育成を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・生涯学習指導者の養成
- ・ライフステージに応じた多様な学習機会の提供
- ・スポーツ・サークル活動等への参加促進
- ・団体の育成と活動リーダー・指導者の養成

(3) 教育環境、スポーツの振興

【現況と課題】

社会教育施設の整備と利用しやすい施設運営

人口の減少と高齢化が進行する中、多様な学習機会やスポーツ活動を通して、豊かな人間関係を築き、心身の健康保持・増進を図ることが求められています。

交流・学習の場には、子どもから高齢者まで様々な人たちが訪れることから、社会教育施設でのバリアフリー化はもとより、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインによる施設整備が必要となっています。

また、女性の社会進出や余暇活動の多様化等から、利用しやすい施設への柔軟な運営が求められています。

少年スポーツ、競技スポーツの振興

少年スポーツでは、少子化の影響から競技人口が減少し、その活動を維持していくことが困難な状況にあります。注目されているカーリング競技をはじめ、多くのスポーツが競技者の確保などの共通の課題を抱えており、スポーツ指導者の確保とスポーツ種目間の連携が必要となっています。

健康スポーツの推進

軽スポーツは、健康管理や充実した余暇時間の過ごし方などを目的としたスポーツニーズが高まっており、特にパークゴルフは競技人口が拡大しています。

今後は、保健活動や医療機関との連携を含めた健康スポーツ活動の推進が求められています。

【取り組みの方向性】

安全な教育施設等の整備

老朽化した施設の改修や使いやすい施設の整備を進めるとともに、各施設の利用拡大を図ります。

スポーツ団体、指導者の育成

町民主体のスポーツ活動を推進するため、スポーツ団体の育成・支援に努めるとともに、指導者の育成・確保に努めます。

健康づくりに対応したスポーツの振興

生涯を通じてスポーツに親しみ、交流を深めながら健康づくりに努めるため、スポーツの体験機会を充実します。

【具体的な取り組み】

- ・社会教育施設の整備充実
- ・新たな町民会館機能の検討
- ・スポーツ団体及び指導者の育成・確保

- ・少年団活動の充実
- ・軽スポーツ体験の充実

(4) 芸術文化の振興

【現況と課題】

芸術文化活動の充実

芸術文化は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、生きる勇気や喜びをもたらすものであり、人々の生活に欠かせない重要な要素となっています。

本町の芸術文化活動は、文化団体を中心に創作・発表・鑑賞などの活動が行なわれていますが、高齢化に伴い文化活動を担う人材が不足し、活動をより活発化させることが難しい状況におかれています。特に伝承芸能である獅子舞は、人材の確保が大きな課題となっています。

また、芸術文化の鑑賞は、青少年の豊かな感性を育む機会として重要であり、その充実が求められています

【取り組みの方向性】

文化財の保存

伝承芸能である獅子舞の保存活動に対する支援や文化財資料の保存に努めます。

文化活動を支えるため活動支援

自主的な文化活動を行なう団体、サークル活動に対する支援に努めます。

芸術鑑賞機会の拡充

青少年に対する芸術鑑賞機会を充実します。

【具体的な取り組み】

- ・文化財資料の保存（郷土館）の見直し及び伝承活動の推進
- ・サークル活動の奨励
- ・文化活動への参加機会の充実

5 協働による自主・自立のまち【協働・行財政】

(1) 広報・広聴、情報共有化の推進

【現況と課題】

町民の視点に立った広報広聴事業の展開

本町では、広報誌発行等の広報事業、町政懇談会等の広聴事業を主体に、町民との情報の共有化を推進しています。今後も町が積極的に行政情報を公開し、新たな情報共有のための仕組みづくりを推進するとともに、町民にとってわかりやすい情報を提供する、また、相談しやすく、意見を言いやすい町になることが求められています。

行政活動への町民参加の促進

本町では、協働のまちづくりを推進するため、各種委員会等の委員公募など、行政活動に参加できる手法を様々な形で提供し、多くの町民に直接的な参加を促す仕組みづくりを進めています。しかし、時間や生活状況等で参加できない人がいることも事実で、多くの町民の参加機会を確保しつつ、町民の声を聞き、その声に耳を傾け、どのように行政活動に反映していくのかを考えていく必要があります。

【取り組みの方向性】

透明でわかりやすい事業の展開

情報共有の要である広報広聴事業を、より住民にわかりやすいものにしていき、積極的な情報提供による協働のまちづくりを推進します。

そのため、町の財政状況や政策形成の情報共有を図ります。

参加しやすいまちづくりの仕組みの充実

町が行政活動への町民参加を促すのではなく、町民が日常生活の中で自然に取り組み、参加できるよう、町民参加手法の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・町民にとって親しみのある、町民の視点に立った魅力ある広報誌の発行
- ・財政状況、各課・グループの仕事、各種行政手続き等、町民の知りたい情報をよりわかりやすく載せたホームページの充実
- ・町が取り組むべき課題をいち早く町民と共有できるよう、町政懇談会のテーマ・内容の充実

(2) 住民参加、地域づくり活動の推進

【現況と課題】

地域づくりのためのコミュニティの再生

本町にある行政自治区は11で、自治会(町内会)は市街地区に22、農村地区に11となっています。しかし、地区住民の減少によりコミュニティの形成が難しい地域もあり、コミュニティの再編や地域の将来像についての議論・検討が求められています。

自主的地域活動への支援

本町では、町民との情報の共有化による協働のまちづくりを推進しています。

そのためには、町が積極的に町民参加の仕組みをつくっていくのではなく、町民同士が気楽に、まちづくり・地域づくりについて話し合いが持てる環境の整備が必要です。また、町の政策のみの検討ではなく、どうすれば地域づくりに参加しやすいのかを町民同士で考えていくことも重要です。

【取り組みの方向性】

人の輪を大切にしたまちづくりの展開

町民一人ひとりがコミュニティの重要性を認識した、人と人とのつながりを大事にするまちづくりの展開を図ります。

そのため、日々の生活において、町民同士によるまちづくり・地域づくり談義があちらこちらで行われるような、自由に議論のできるまちづくりを推進します。

気軽に参加できる地域づくり活動への支援

地域づくりについて、町民がいつでも気軽に参加できる環境づくりに努めます。

そのため、町民の自主的な地域づくり活動を積極的に支援するとともに、自主活動に必要な情報の提供、情報の収集を積極的に行い、まちづくりに反映できる仕組みづくりを進めます。

【具体的な取り組み】

- ・自治区や自治会(町内会)の活性化、今後の役割、その責任領域やあり方等についての町民主体型会議の設置
- ・交流活動の場づくりや仕組みづくりの検討

(3) 行政機能の充実

【現況と課題】

行政組織の柔軟性向上

多様化する町民ニーズに対して、現在の行政組織の枠組みでは対応できない様々な行政課題に、素早く柔軟に対応する行政運営システムが求められています。

職員の人材育成、能力開発

次代を担う職員の人材育成・能力開発が、今後の効果的な行財政改革、新たな行政のあり方等に大きく貢献することになります。このため、時代の変化やそれぞれの課題に即した問題発見・解決能力、政策形成・法務能力の養成が、職員一人ひとりに求められています。

情報管理と情報の共有化

情報公開、情報共有による自己決定・自己責任のまちづくりをさらに推進するため、情報提供を行うための適正な文書情報管理と情報の共有化が求められています。

【取り組みの方向性】

柔軟に対応できる行政運営の体制づくり

町民サービスの需要変化に対応した行政組織や事務分掌の随時見直しを図ります。

そのため、組織内の円滑な連絡調整と職員の適性配置、民間委託の推進や行政組織の簡素・効率化を進めるとともに、課題に応じたプロジェクトチームの設置など、弾力的な行政運営システムを推進します。

職員能力の向上

職員一人ひとりが、町民サービスの基本である接遇と主体性のある執務態度を身に付け、町民の視点に立った、協働のまちづくりを推進します。

そのため、知識の習得や視点の拡大など、目的をはっきりさせ、参加者が自己研さん意識をしっかりと持った職員研修の充実と人材の育成に努めます。

情報の共有と有効活用

適正な文書情報管理に努め、共有化された情報の有効活用による最適な政策決定を確立するとともに、各種情報の収集能力向上と情報の共有化を推進します。

【具体的な取り組み】

- ・ 計画的な職員数の削減と簡素で効率的な組織体制の強化
- ・ 個々の責任と権限が明確化され、意志決定過程が簡素化された組織機構への再編
- ・ 複雑多様化する行政課題に的確に対応するための人材育成システムの構築
- ・ 情報機器の高度利用による適正な文書情報管理の確立と行政サービスの充実
- ・ インターネットによる情報発信と情報収集能力の向上

(4) 財政健全化の推進

【現況と課題】

自立と持続可能な行政経営の確立

景気の低迷による税収への影響と少子高齢化に起因する財政需要の増嵩、さらには国が進めた「三位一体の改革」に伴う国庫補助負担金の縮減・廃止や地方交付税の削減等から、地方財政は大変厳しい状況に直面しています。

そのため、行政運営の改善・改革を図るとともに、常に町民に対して財政状況の説明責任を果たすことが重要であり、今後もさらなる行政事務の簡素・効率化を進め、町民サービスの向上など総合的な町民満足度の向上が求められています。

また、地方分権時代にふさわしい自立と持続可能な行政経営の確立に向け、さらなる行財政改革が必要となっています。

創意に満ちた行財政

厳しい地方財政の中で、健全な財政運営とその基盤確立を図るため、経常経費の節減、政策評価の推進による現行制度の見直しなど、財源の効果的運用と町民負担の公平化が求められています。

【取り組みの方向性】

行財政改革の推進

集中改革プランや財政健全化計画をはじめ、定員適正化計画や人材育成基本方針などの各種計画・指針に基づき、行政組織・機構の改革をはじめ、事務事業の見直し、適正な定員管理、新たな人事制度の確立、人材育成など、行財政改革を強力かつ着実に推進します。

効果的で持続可能な財政運営の推進

財政改革と行政改革を一体的に推進し、事務事業や経費全般についての徹底的な見直しを行い、経常的経費の節減・合理化を行うとともに、収納率向上対策や受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しなどにより、自主財源率の向上を進めます。

また、財政状況を分析・公表しながら、事業効果や重要度等を総合的に勘案し、財源の重点配分を図り、効果的で持続可能な財政運営を推進します。

実質公債費比率、将来負担比率の改善

計画的な普通建設事業の抑制による地方債発行の圧縮や公的資金補償金免除繰上償還による公債費負担の軽減を図り、実質公債費比率及び将来負担比率の改善を図り、かつ交付税算入措置のある起債の活用に努力し、町債の償還計画、健全化判断比率の健全化基準を着実にクリアし、将来世代への負担を積み残さないよう努めます。

【具体的な取り組み】

- ・国・道等の補助制度の有効活用や有利な地方債の借入など財源負担の軽減
- ・財政計画の適切な管理と運用により、限られた財源で計画的かつ効果的な町政の執行

- ・財務情報の質を高め、財政計画の適正化
- ・受益者負担の原則による使用料・手数料等の適正化を進め、公共サービスに対する有料化の検討

(5) 広域連携等の推進

【現況と課題】

周辺市町との連携の推進

多様化する町民ニーズ、高度化する行政課題に対応し、よりの確に行政サービスを推進するためには、今まで以上に広域行政の取り組みを進めていく必要があります。

北空知圏振興協議会では、北空知圏の一体的な発展に向けた施策を推進するとともに、現在、広域連携研究推進部会を設置し、廃棄物処理、葬祭、学校給食等の広域行政の調査・研究が行われ、より効率的な取り組みについての検討が進められています。

また、全国的な市町村合併の推進、新たな考え方が示された定住自立圏構想など、これらは本町にとっての今後の最重要課題であり、様々な角度から議論を深め、慎重に対応していくことが求められています。

【取り組みの方向性】

広域行政サービスの充実強化

環境衛生、教育、消防等の広域行政サービスの充実強化に努めます。そのため、広域的な課題等に対応し、周辺市町との連携を深め、積極的な研究・協議に取り組みます。

【具体的な取り組み】

- ・ 広域市町村圏における連携強化
- ・ 広域連携のための調査研究活動
- ・ 市町村合併、定住自立圏構想も選択肢とする広域による行政推進体制の検討

資料

1 妹背牛町総合振興計画策定の経過

平成 20 年 6 月 2 日	第 1 回総合振興計画策定委員会
6 月 5 日	第 1 回総合振興計画策定会議
6 月 19 日	議会行財政等調査特別委員会
6 月 30 日	第 2 回総合振興計画策定委員会
9 月 1 日	第 3 回総合振興計画策定委員会
10 月 1 日	第 4 回総合振興計画策定委員会
10 月 31 日	第 5 回総合振興計画策定委員会
10 月 31 日	第 1 回総合振興計画審議会（諮問）
11 月 14 日	議会行財政等調査特別委員会
12 月 1 日	第 6 回総合振興計画策定委員会
12 月 12 日	議会行財政等調査特別委員会
12 月 18 日	第 2 回総合振興計画審議会
12 月 24 日	第 1 回各課ヒヤリング
平成 21 年 2 月 27 日	第 3 回総合振興計画審議会
3 月 2 日	第 7 回総合振興計画策定委員会
5 月 25 日	第 2 回各課ヒヤリング
6 月 11 日	第 4 回総合振興計画審議会
6 月 25 日	第 5 回総合振興計画審議会
7 月 1 日	第 8 回総合振興計画策定委員会
7 月 24 日	第 9 回総合振興計画策定委員会
7 月 30 日	第 6 回総合振興計画審議会
8 月 20 日	第 7 回総合振興計画審議会
9 月 3 日	第 8 回総合振興計画審議会
9 月 10 日	第 9 回総合振興計画審議会
9 月 17 日	議会行財政等調査特別委員会
10 月 22 日	第 10 回総合振興計画審議会
10 月 30 日	総合振興計画審議会（答申）
平成 22 年 2 月 12 日	第 10 回総合振興計画策定委員会
2 月 16 日	議会行財政等調査特別委員会
2 月 25 日	議会行財政等調査特別委員会
4 月 23 日	議会行財政等調査特別委員会
4 月 30 日	平成 22 年第 3 回臨時会（議決）

2 妹背牛町総合振興計画審議会設置規則

(設置)

第1条 妹背牛町の明るく魅力ある町づくりのため、長期的計画を調査し、研究し、及び審議する目的をもって、妹背牛町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町総合振興計画について調査し、研究し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 教育委員会 1人

(2) 農業委員会 1人

(3) 農業協同組合 1人

(4) 商工会 1人

(5) 農民協議会 1人

(6) 学校長代表 1人

(7) 農協婦人部 1人

(8) 商工女性部 1人

(9) 農協青年部 1人

(10) 商工青年部 1人

(11) 区長会 1人

(12) 体育協会 1人

(13) 文化連盟 1人

(14) 社会福祉協議会 1人

(15) P T A 連合会 1人

(16) その他町長が必要と認めた者

(17) 公募により希望した者

3 委員の任期は、前条に掲げる所掌事務の終了時までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選した者をもってあてる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 妹背牛町総合振興計画審議会委員（平成 20 年 10 月 31 日現在）

団体名等	役職	氏名	団体名等	役職	氏名
教育委員会	委員長	渡辺倫代	農協青年部	部長	関吉淳
農業委員会	会長	廣田毅	商工青年部	部長	夏井坂聡
農業協同組合	地区代表理事	渡会寿男	学校長代表	小学校校長	矢吹弘人
商工会	副会長	新谷達雄	区長会	1区々長	水上明
農民協議会	会長	佐藤忠美	体育協会	会長	河村典邦
文化連盟	会長	高橋靖了	社会福祉協議会	会長	柳良信
農協婦人部	部長	丸長良子	P T A 連合会	会長	笹尾剛紀
商工女性部	副部長	河嶋奈々子	一般公募		佐田恵治

4 妹背牛町総合振興計画策定委員会委員（平成 20 年 6 月 2 日現在）

所属	職名	氏名	所属	職名	氏名
教育委員会	教育長	三谷卓伸	建設課	課長	小鍛治和照
出納室	会計管理者	竹山忠志	教育委員会 教育課	課長	木村保範
住民課	課長	成瀬勝幸	議会議	局長	中山高明
農政課 農業委員会	課長 局長	土井康敬	総務課	課長	山崎勇 (策定事務局)

5 妹背牛町総合振興計画策定会議委員（平成 20 年 6 月 5 日現在）

所属	職名	氏名	所属	職名	氏名
総務課総務 G	主幹	滝本昇司	住民課保育 G	主幹	高橋美枝子
総務課財務 G	主幹	菅一光	農政課農政 G	主幹	廣田徹
総務課税務 G	主幹	田湯勝則	建設課建築管理 G	主幹	植田益規
住民課住民 G	主幹	篠原敬司	建設課土木 G	主幹	宮森豊
住民課健康福祉 G	主幹	菊池新	建設課上下水道 G	主幹	佐藤浩二
住民課健康福祉 G	主幹	三山弘	教育課学校教育 G	主幹	石井美雪
住民課健康福祉 G	主幹	河野和浩	教育課社会教育 G	主幹	西山進
住民課保険 G	主幹	浦本雅之	農業委員会	次長	丸岡隆博
総務課地域振興 G	主幹	廣瀬長留次 (策定事務局)	総務課地域振興 G	主査	横井憲一 (策定事務局)
総務課地域振興 G	主査	石井昌宏 (策定事務局)	総務課地域振興 G	主査	川上善樹 (策定事務局)

6 諮問書・答申書

平成 20 年 10 月 31 日

妹背牛町総合振興計画審議会

会長 柳 良 信 様

妹背牛町長 加 藤 榮 一

第 8 次妹背牛町総合振興計画の策定について（諮問）

第 8 次妹背牛町総合振興計画（平成 22 年度～平成 31 年度）の策定にあたり、妹背牛町総合振興計画審議会設置規則第 2 条の規定によりご審議を賜りたく、諮問致します。

平成 21 年 10 月 30 日

妹背牛町長 加 藤 榮 一 様

妹背牛町総合振興計画審議会

会長 柳 良 信

第 8 次妹背牛町総合振興計画の策定について（答申）（案）

妹背牛町総合振興計画審議会設置規則第 2 条の規定により諮問された第 8 次妹背牛町総合振興計画（平成 22 年度～平成 31 年度）について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

- 1．第 8 次妹背牛町総合振興計画（平成 22 年度～平成 31 年度）については、今後の行政運営の指針となるものとして評価でき、概ね適切であると判断します。
- 2．本計画の推進にあたっては、健全財政維持の見地から、国・道の制度を十分に活用するとともに、優先的課題を中心とした、より重点的・効率的な事業の実施を要望します。
- 3．付帯意見
 - （1）今後も予想される厳しい社会経済情勢の中で、地方分権に対応して独自の施策を展開し、地場産業の振興を図られたい。
 - （2）少子高齢化や地方分権が進展する中で、町民の理解と参画が深まり、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進されたい。
 - （3）町民と行政の協働に向けて、ボランティアやまちづくりリーダーの育成・確保を図るとともに、各団体のネットワークづくりに努められたい。
 - （4）地域コミュニティの再生に向けて、行政が関わりながら、町内会の再編に取り組んでいただきたい。
 - （5）地域活性化のため、町の特色づくりや各種イベントのあり方を検討されたい。
 - （6）若者の定住・Uターンの促進や町民の流出防止など、定住人口と交流人口の増加に向けて、積極的かつ総合的に、魅力的なまちづくりに取り組んでいただきたい。
 - （7）審議の過程で、各委員から出された個別意見については、施策の推進にあたり十分に尊重されたい。

7 妹背牛町まちづくりアンケート調査集計結果報告

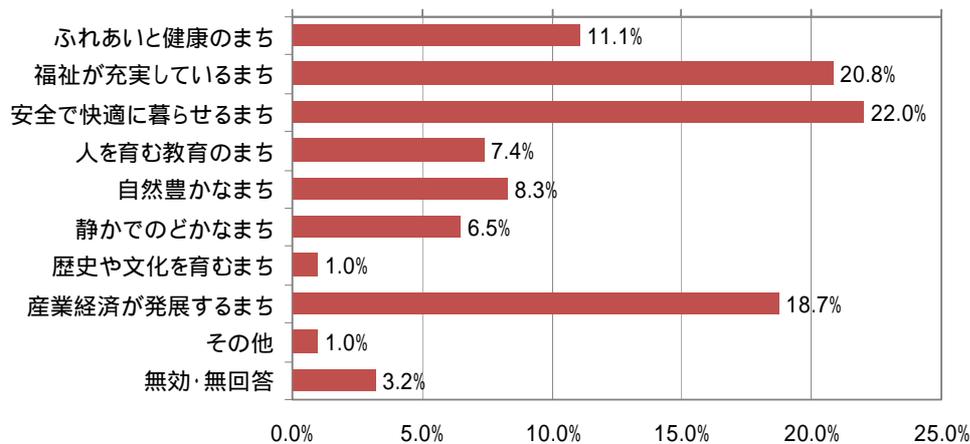
一般町民「まちづくりアンケート調査」

調査の実施時期 / 平成 20 年 7 月

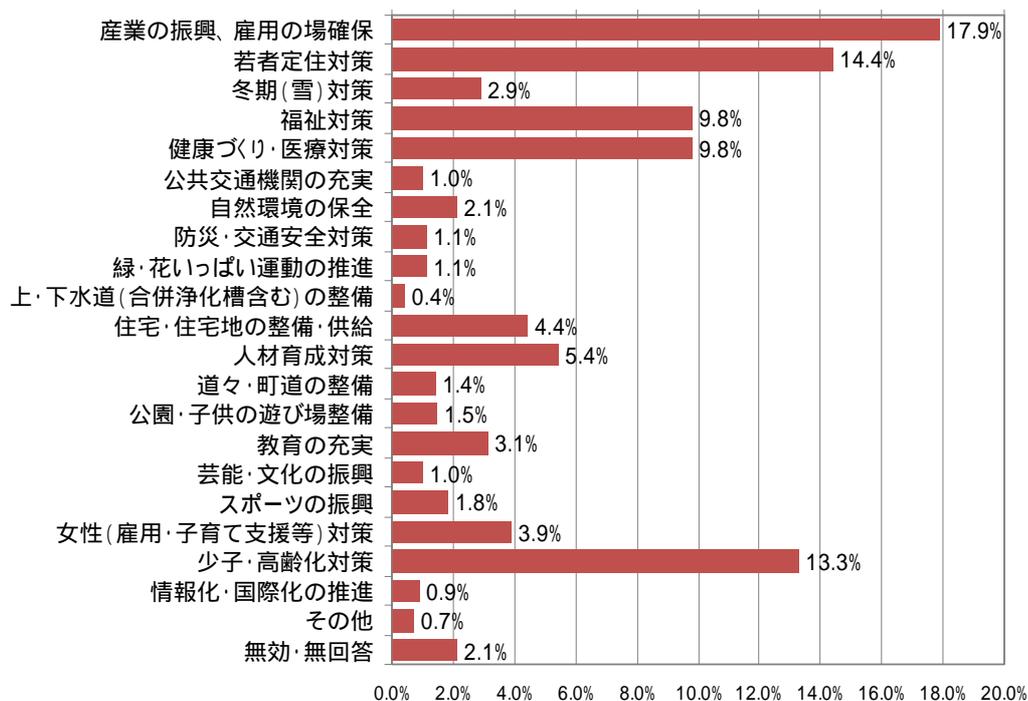
調査の対象 / 20 歳以上の妹背牛町民（選挙人名簿より無作為抽出 800 人）

回収率 / 41.5%（332 人）

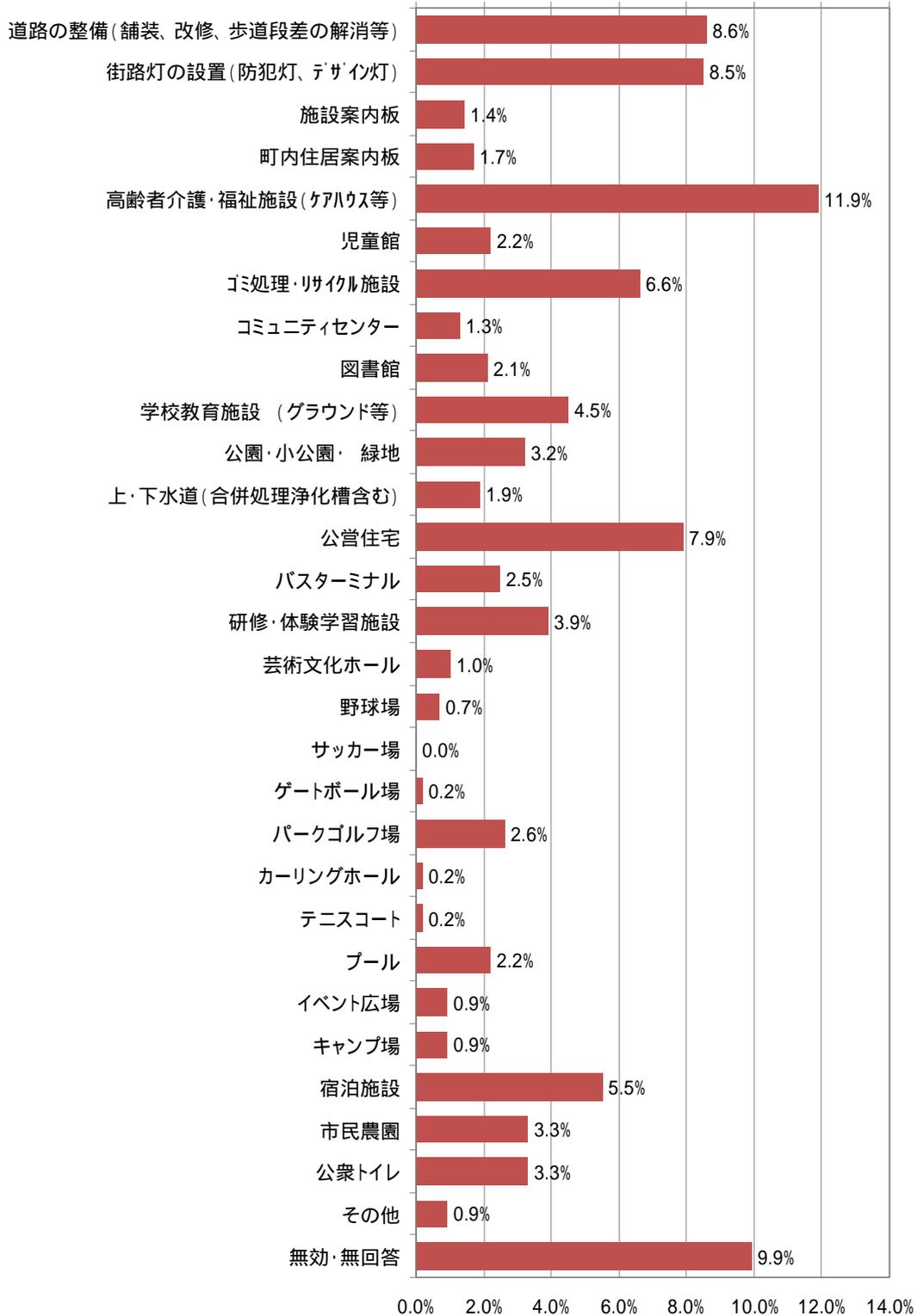
■ 問2 妹背牛町がどのような「まち」になることを望みますか（2つ選択）



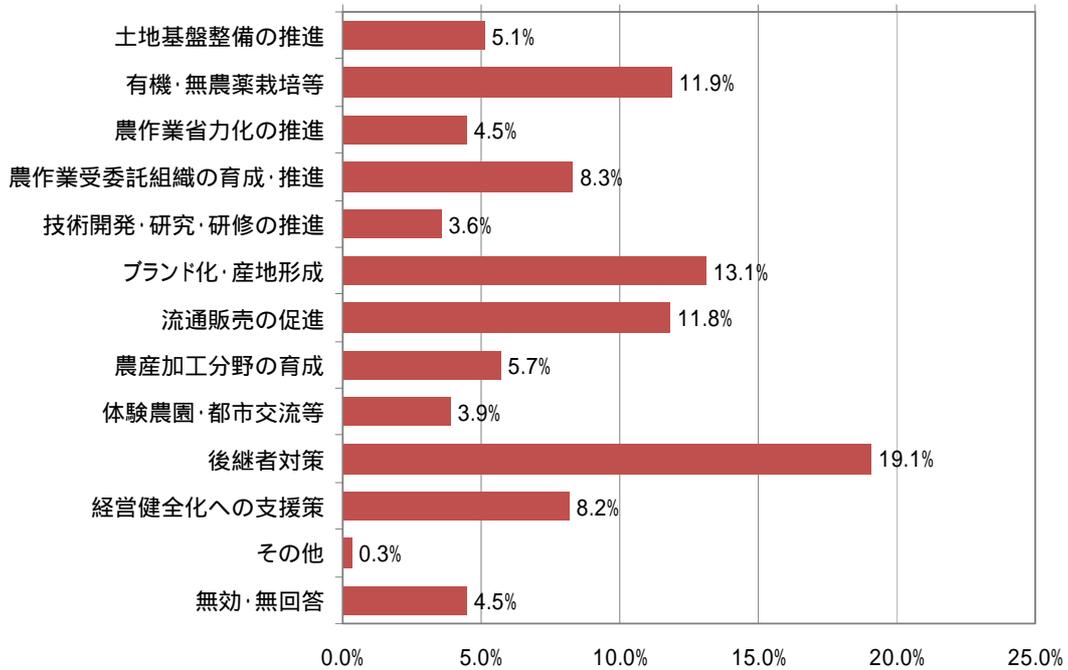
■ 問3 まちづくりで重点を置いて取り組むべきことは何ですか（3つ選択）



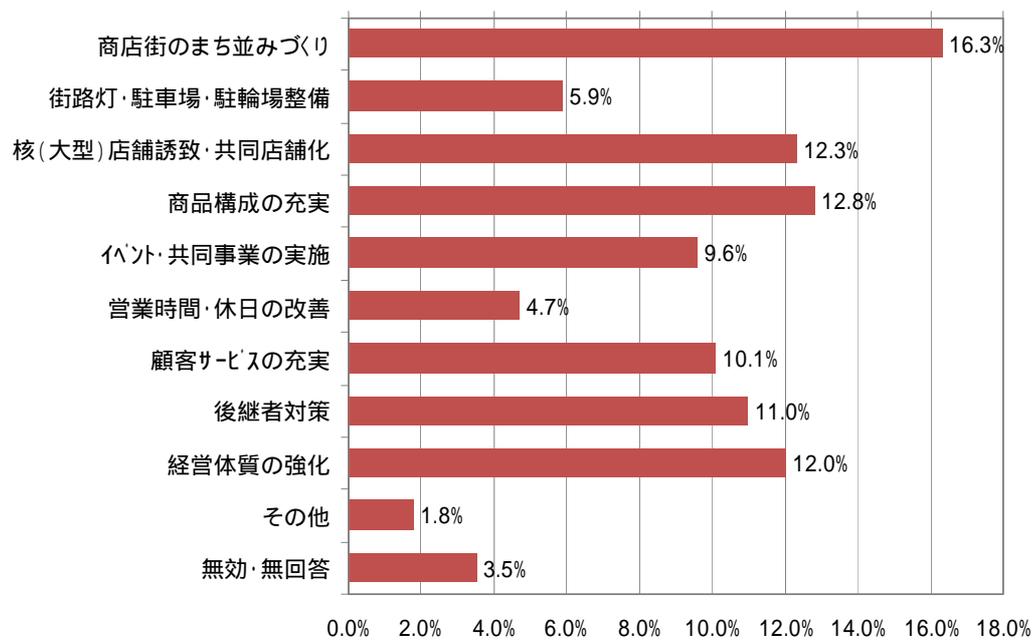
■ 問4 今後10年間で整備が必要だと思うものは何ですか(5つ選択)

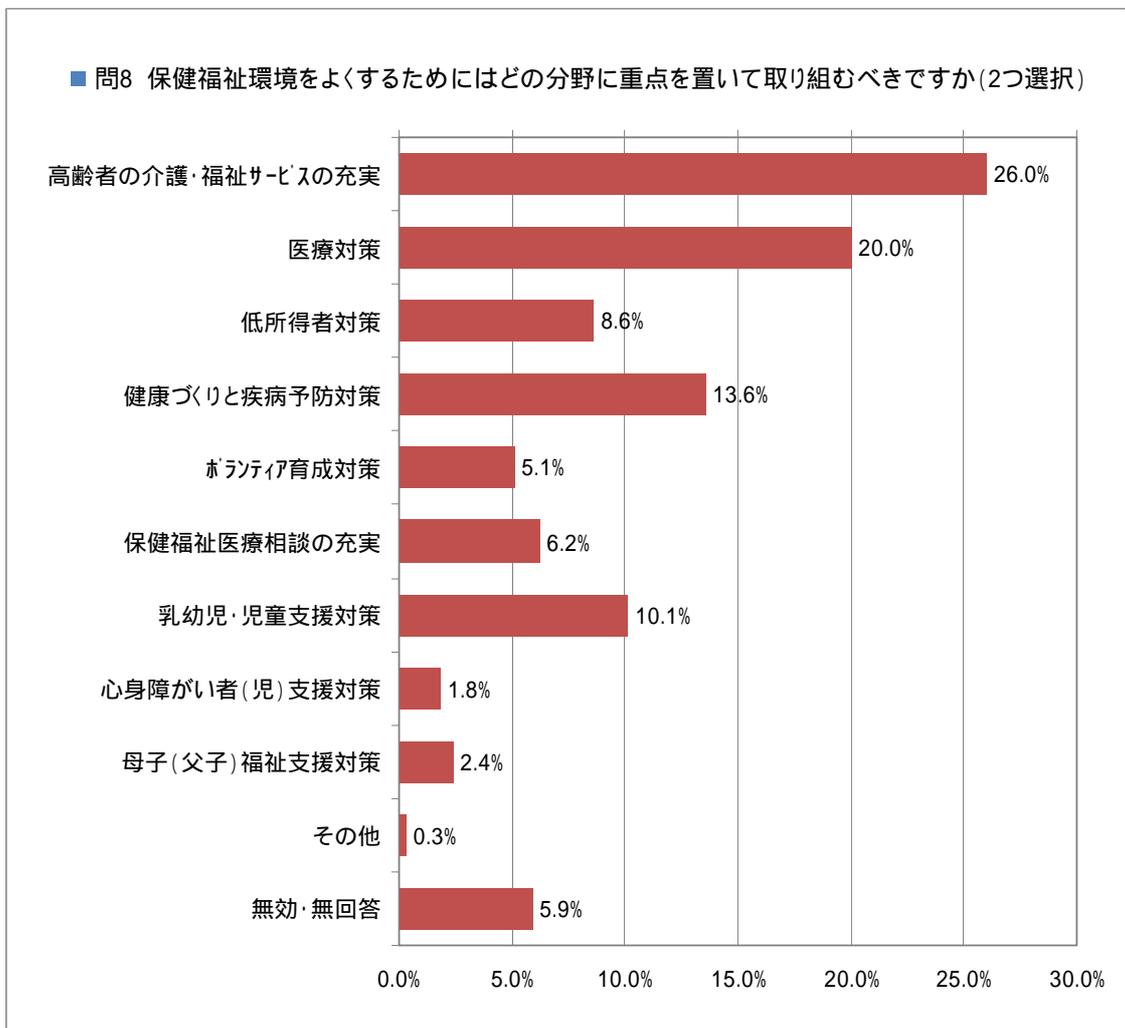
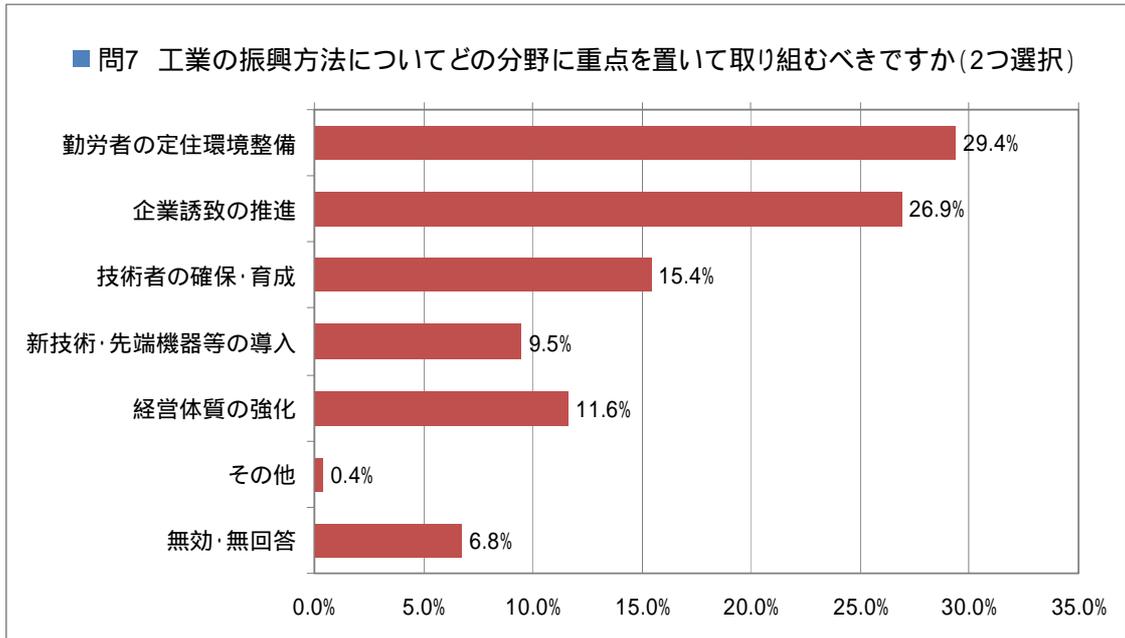


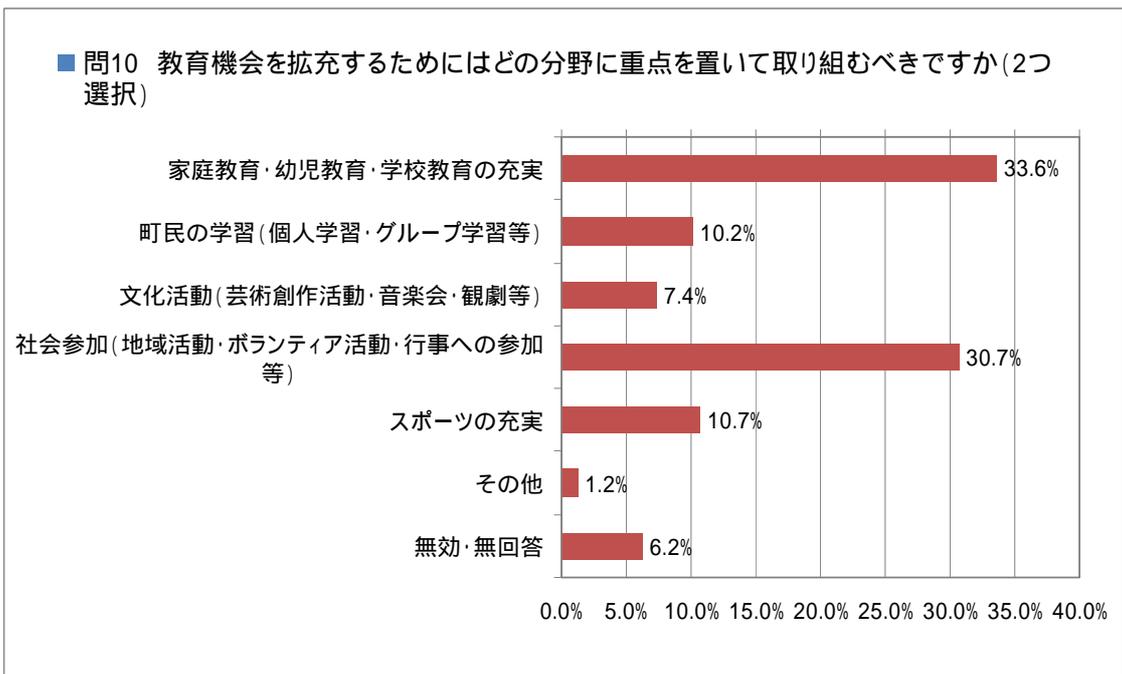
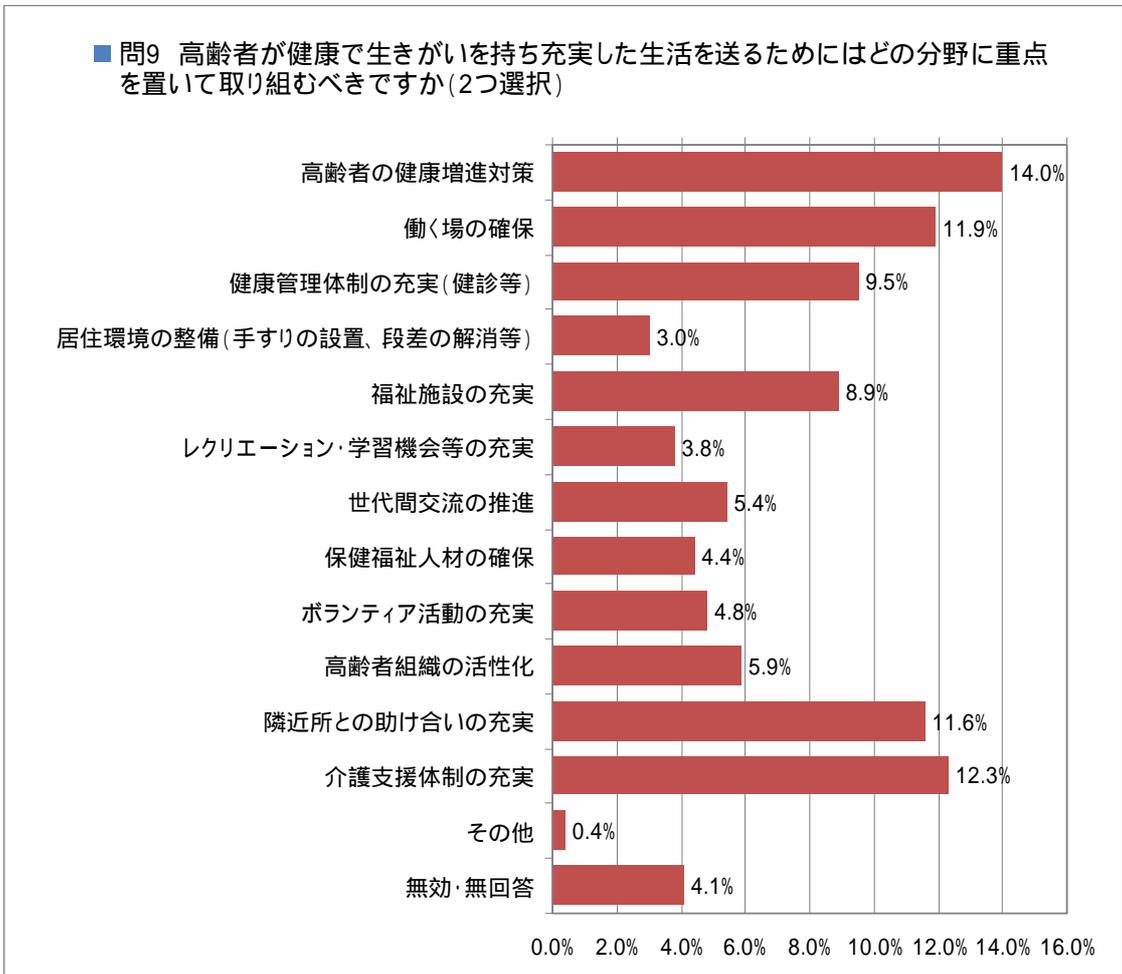
■ 問5 農業の振興方法についてどの分野に重点を置いて取り組むべきですか(2つ選択)

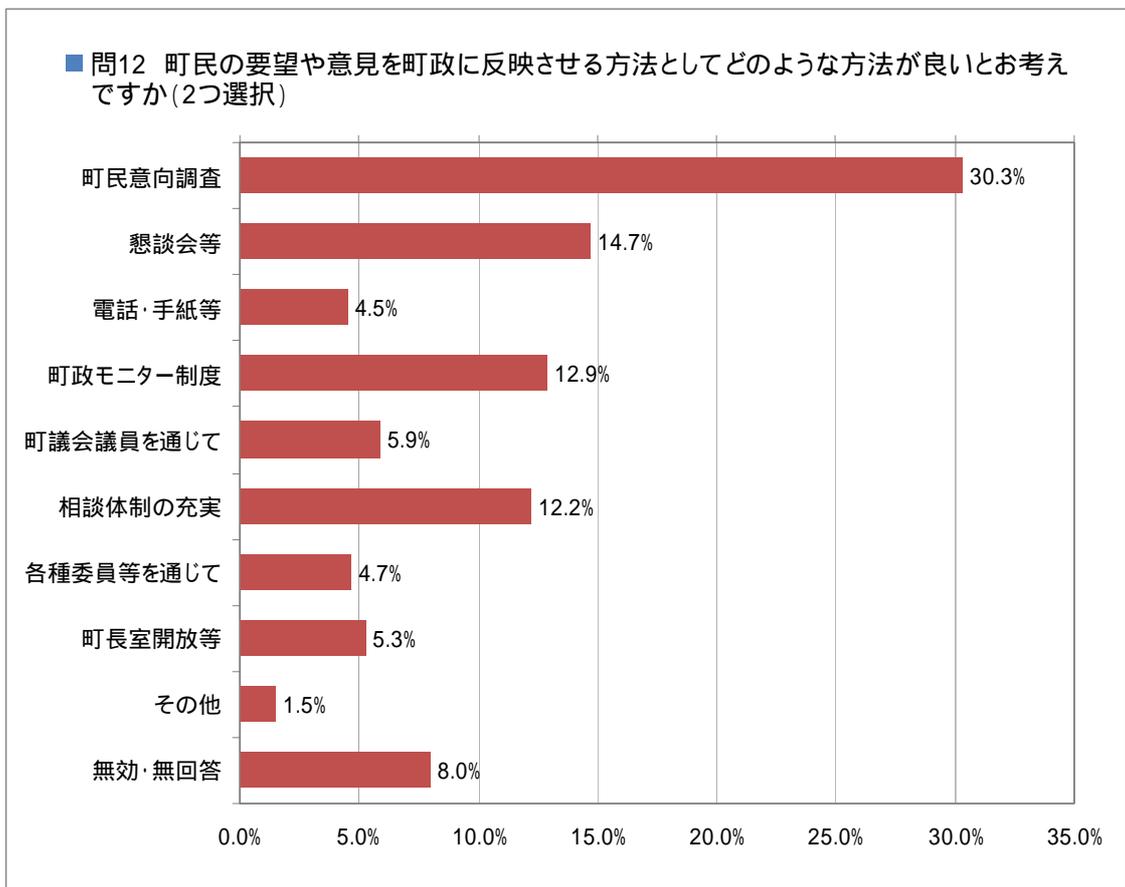
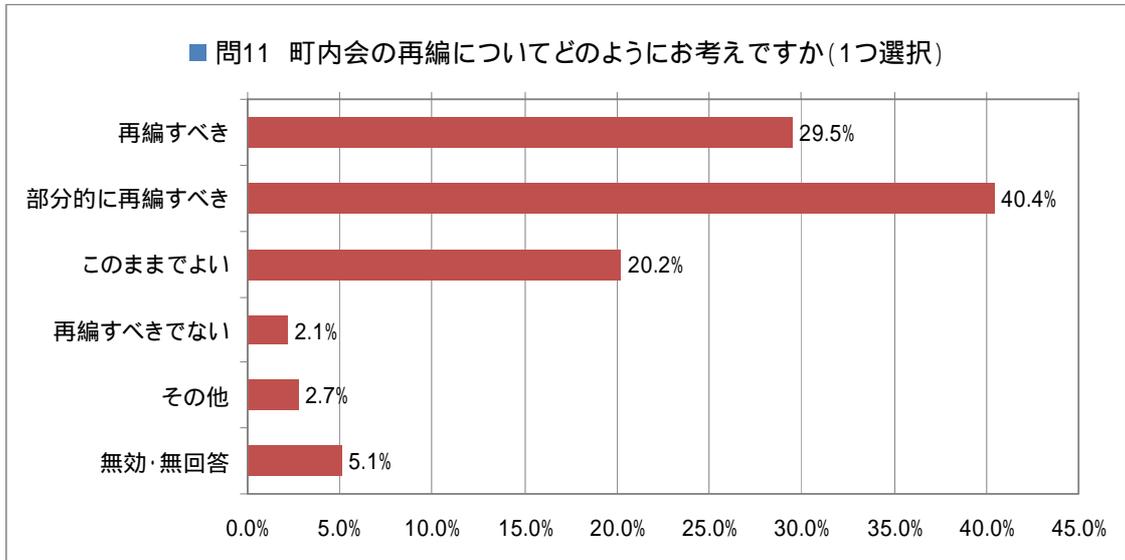


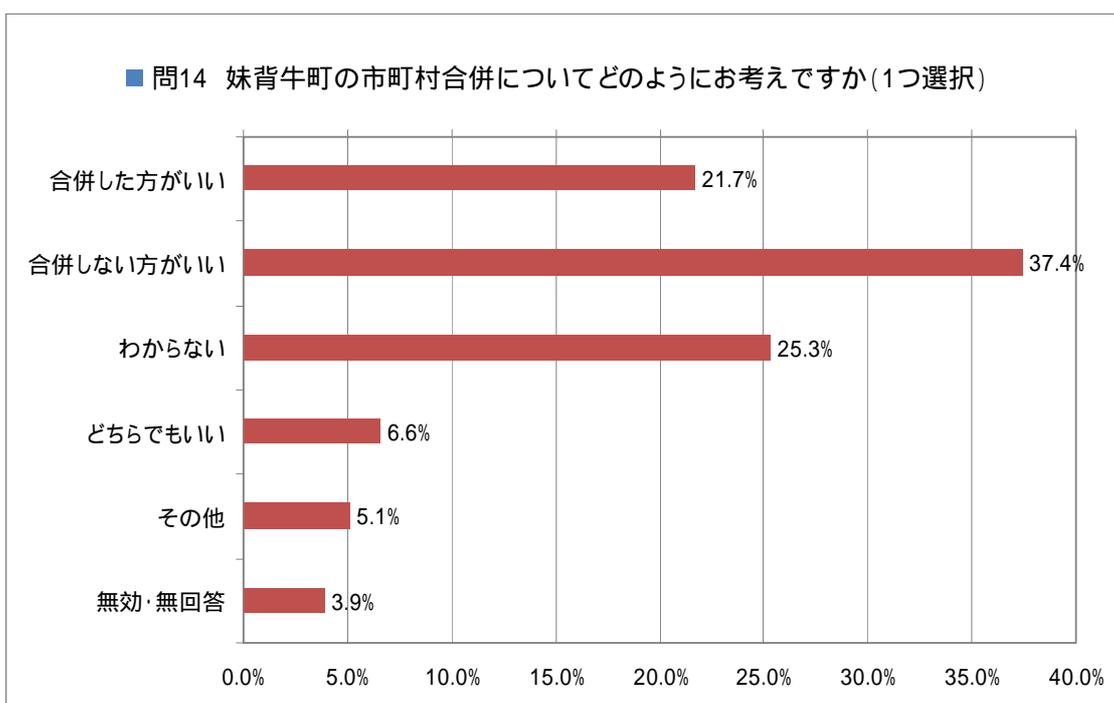
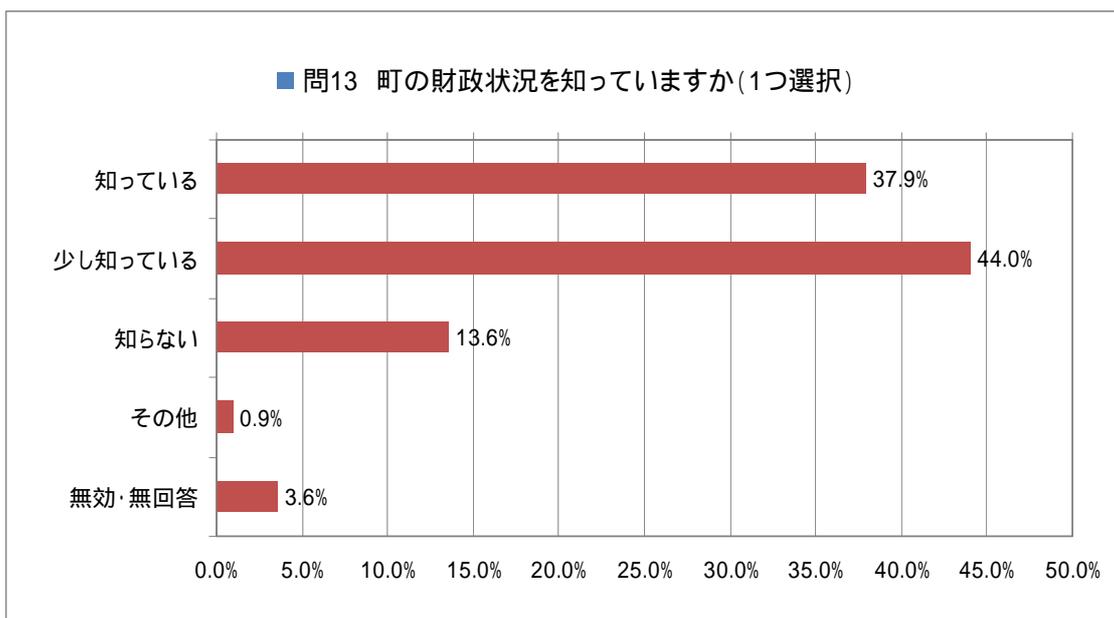
■ 問6 商業の振興方法についてどの分野に重点を置いて取り組むべきですか(2つ選択)

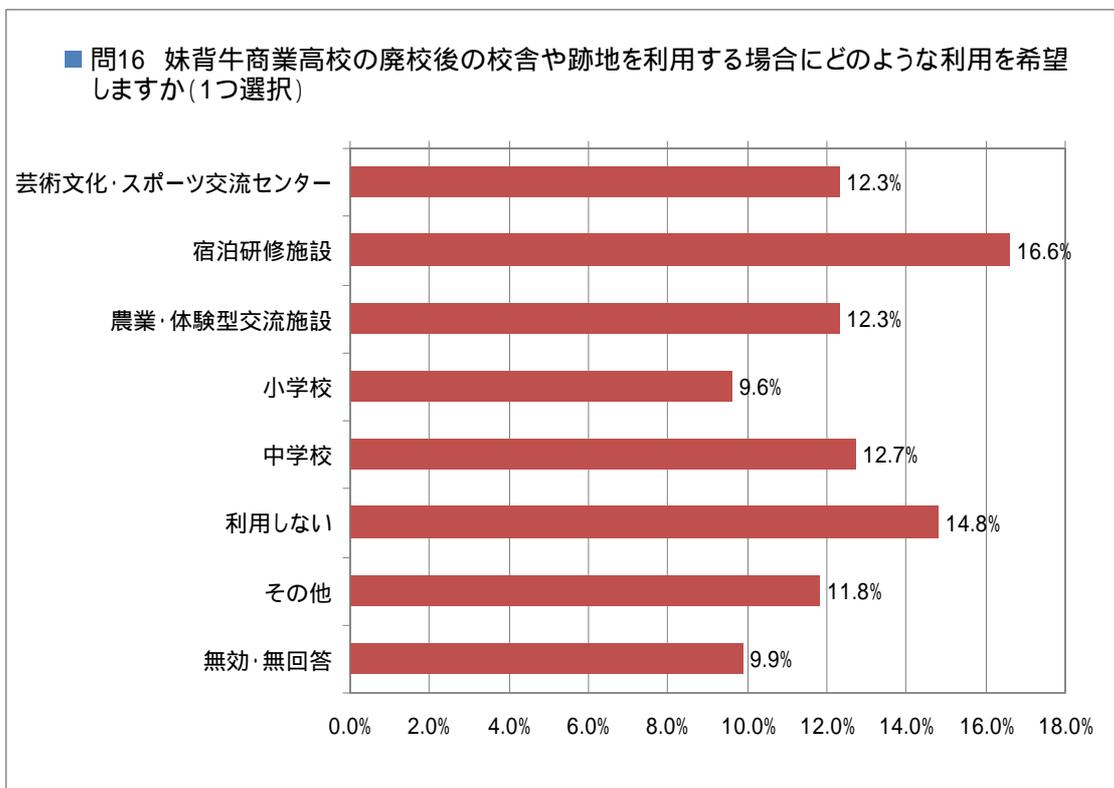
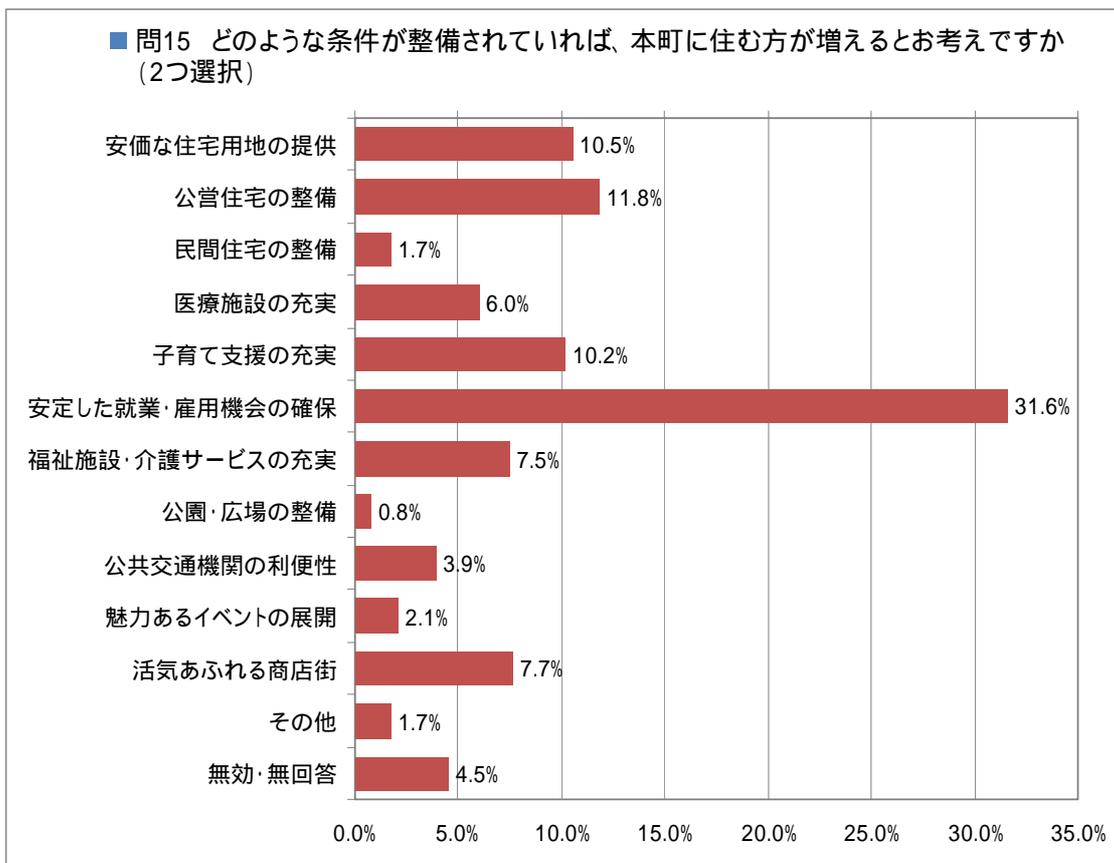












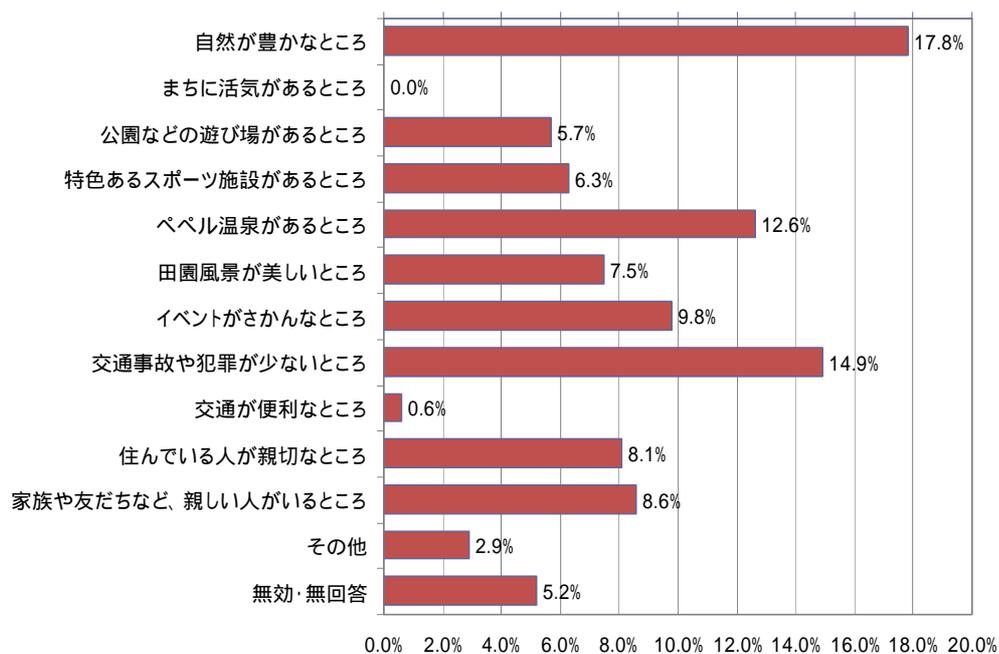
中学生「まちづくりアンケート調査」

調査の実施時期 / 平成 20 年 7 月

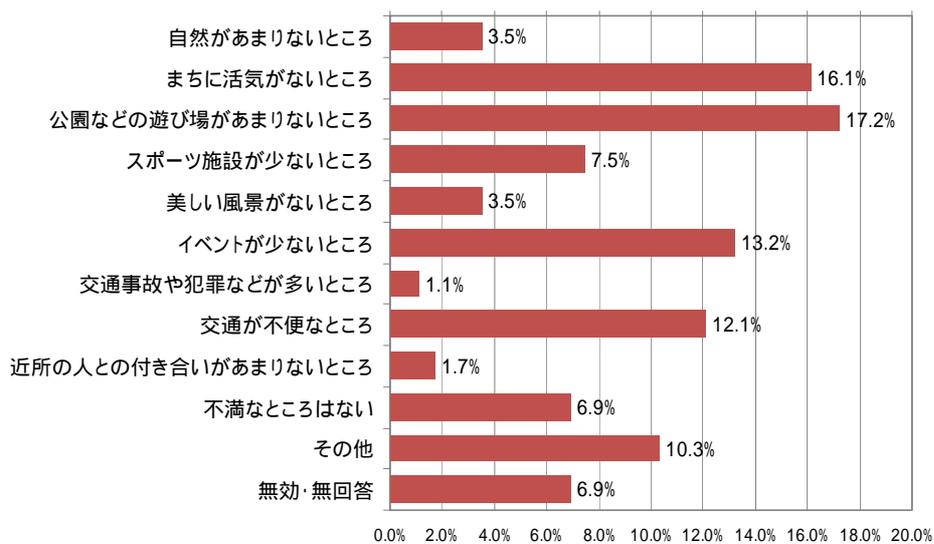
調査の対象 / 妹背牛中学校生徒全員 (102 人)

回収率 / 85.3% (87 人)

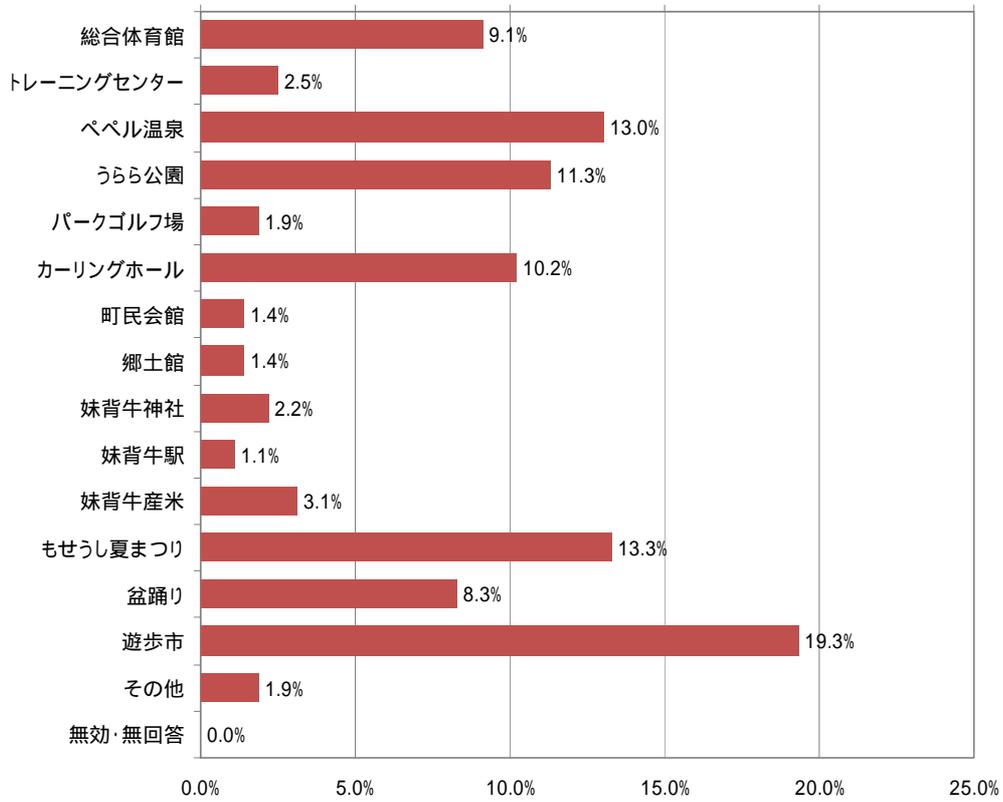
問1 妹背牛町のどんなところが好きですか(2つ選択)



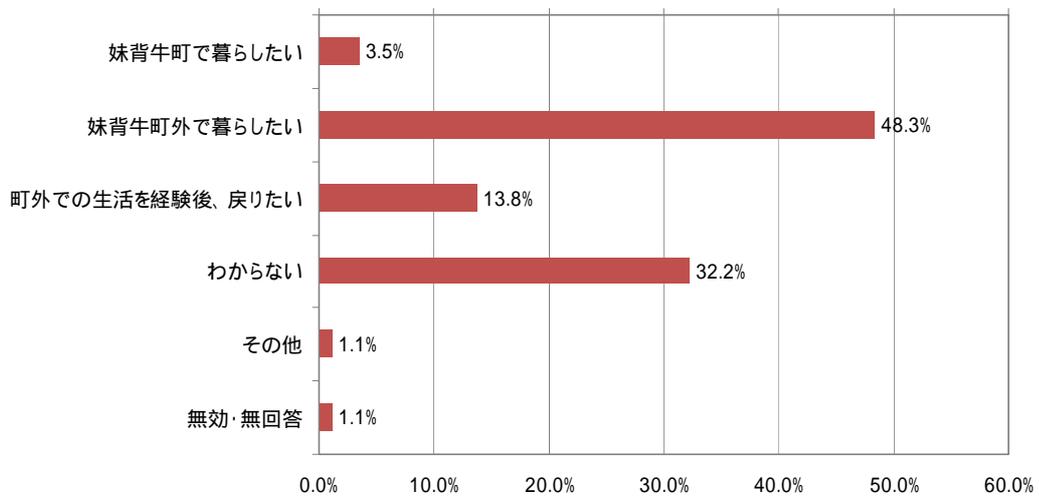
問2 妹背牛町のどんなところに不満がありますか(2つ選択)



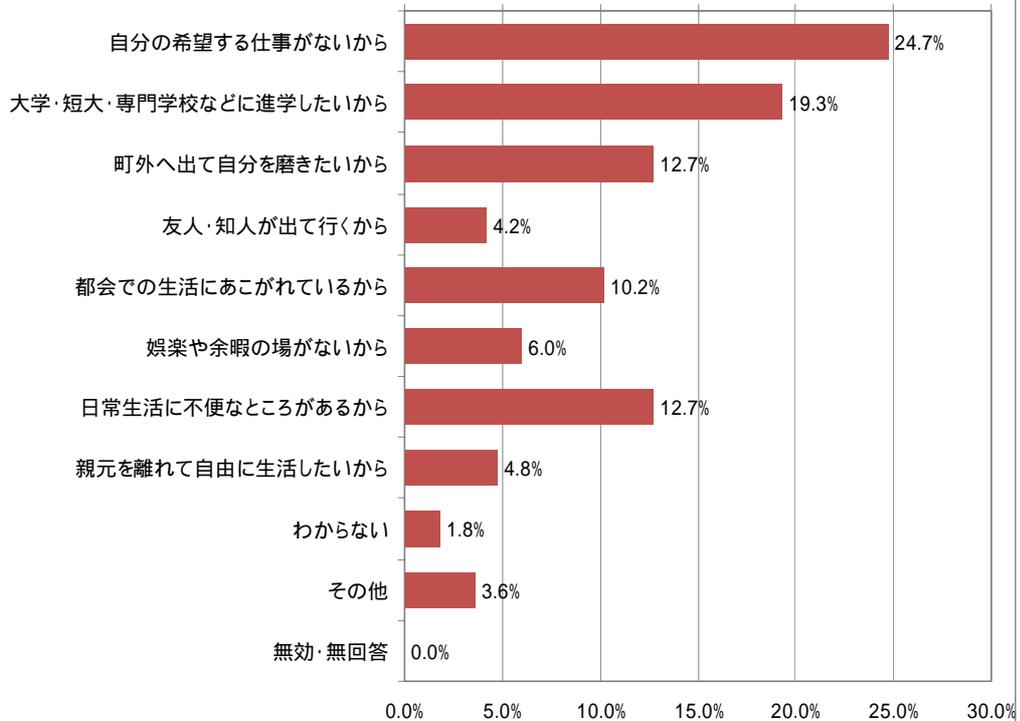
問3 妹背牛町の施設、公園、イベントなどの中で、好きな場所(もの)はどこ(何)ですか(複数回答)



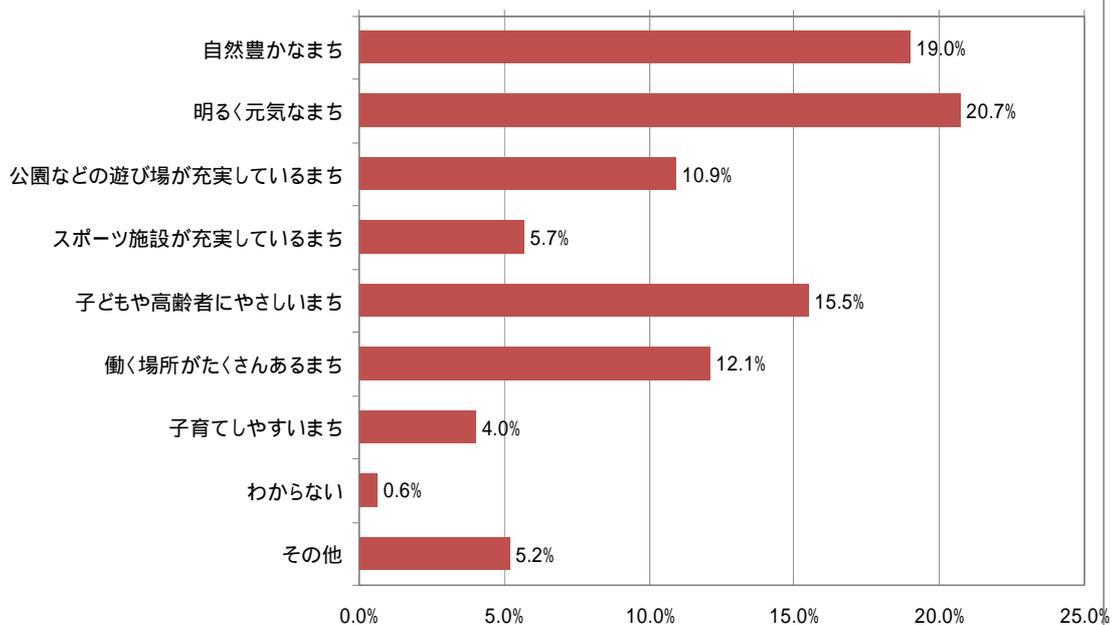
問4 将来、妹背牛町にとどまりたいですか(1つ選択)



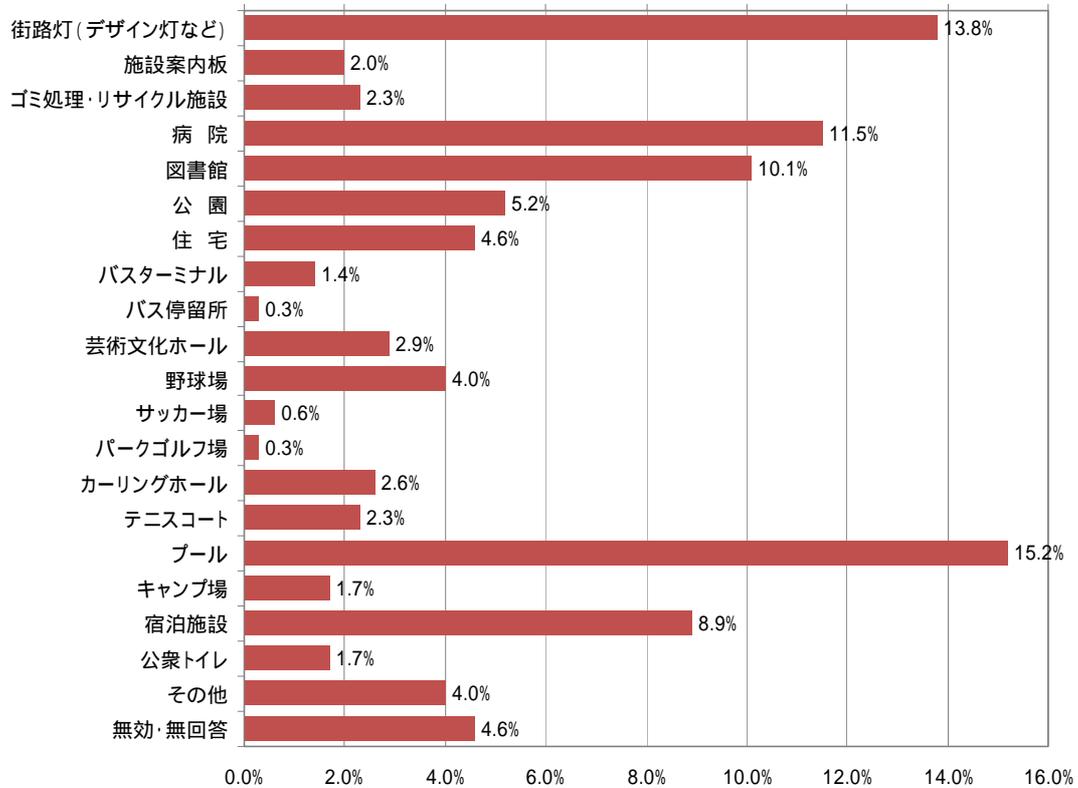
問5 問4で2・3と回答された方にお聞きします。妹背牛町を出たい理由は何ですか（複数回答）



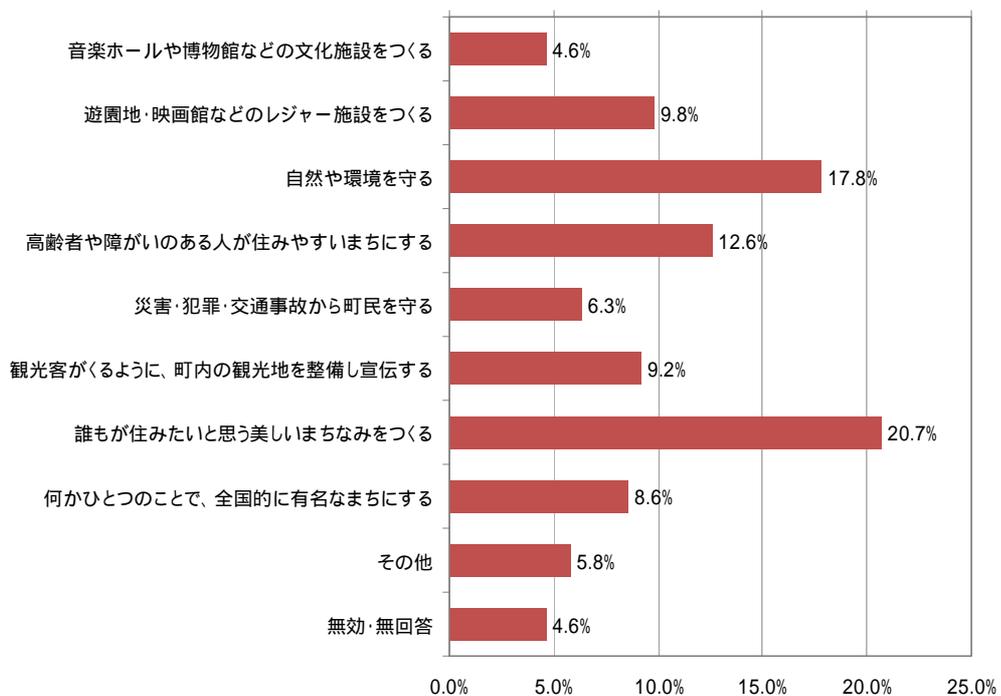
問6 将来の妹背牛町がどのようなまちになることを望みますか（2つ選択）



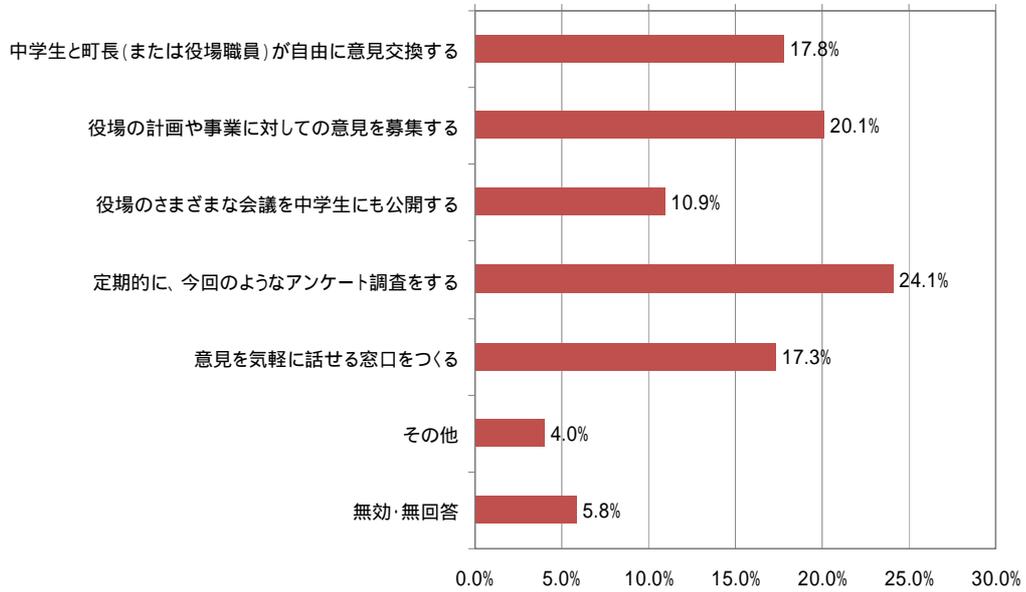
問7 将来の妹背牛町に必要なと思う施設は何ですか(4つ選択)



問8 もし町長になったら、やってみたいことは何ですか(2つ選択)



**問9 中学生のみなさんの意見を、今後のまちづくりに取り入れていく方法として、
どのような方法がいいと思いますか(2つ選択)**



 北海道妹背牛町